

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる

～男女平等社会をめざして～

第2次朝霞市男女平等推進行動計画

平成 28 年度～平成 37 年度

朝 霞 市

はじめに



本市では、平成15年に制定した「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、平成18年3月に平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、各種施策を計画的に推進してまいりました。

この間の大きな成果といたしましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センター事業を開始するとともに、平成25年には「朝霞市女性センター（それいゆぷらざ）」を開設し、男女平等の取組を支援する総合的な拠点施設として、講座の企画や広報紙の編集、相談業務など多くの業務の中心的役割を担ってきているところでございます。

この度、「朝霞市男女平等推進行動計画」の計画期間満了に伴い、取組成果と課題を検証するとともに、この間の社会状況を踏まえ、新たに平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間として、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定いたしました。

本計画は、引き続き「^{ひと}男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合い言葉として、「男女平等の意識づくり」と「男女平等が実感できる生活の実現」を重点課題としております。本計画に基づき、一人ひとりの市民が、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会をめざして、更なる取組を進めてまいりたいと考えております。市民や関係機関の皆様にも働きかけながら、協働で推進していくことが何よりも大切だと考えておりますので、今後とも、皆様のより一層のご理解と、あたたかいご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました朝霞市男女平等推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様、関係者の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

朝霞市長 富岡 勝則

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的	2
2 計画の性格	2
3 計画の構成・期間	3
4 めざす姿	4
5 重点課題	6
6 施策目標	7
7 施策の体系	8

第2章 計画策定の背景

1 世界・国・県・朝霞市の動き	10
2 朝霞市の特徴	14
3 現在までの取組	18

第3章 基本計画

1 男女平等の意識の浸透	22
1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	22
1-2 学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発	24
2 自己実現へ向けた学習機会の充実	26
2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	26
2-2 能力の開発と活動の支援	28
3 性と生殖に関する健康と権利の尊重	30
3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	30
4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）	32
4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止	34
4-2 相談体制の充実	36
4-3 関係機関との連携強化	38
5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	40
5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	40
6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進	42
6-1 家庭と仕事・地域活動との両立支援	42
6-2 働く場での男女共同参画の推進	44

第4章 計画の推進

1 総合的な推進体制	48
2 女性センター（それいゆぷらざ）による男女平等の推進	49
3 市民・関係機関との連携	49
4 進行管理	49

資料

1 計画策定の経過	52
2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	53
3 法令	54
男女共同参画社会基本法	54
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	58
埼玉県男女共同参画推進条例	67
朝霞市男女平等推進条例	70
4 男女共同参画関連年表	74
5 用語解説	79

◆本文中で*印のついた用語は、資料「5用語解説」において詳細に説明しています。なお、対象となる用語の名称からは文頭の「朝霞市」を除いています。

◆第3章 基本計画の図表について

本計画で使用している市民意識調査の図表のうち、属性（男性、女性）により集計している図表の数値については、属性回答がないものは除いて集計しているため、全体数値と一致しない場合があります。

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の構成・期間
- 4 めざす姿
- 5 重点課題
- 6 施策目標
- 7 施策の体系

1 計画策定の目的

「男女共同参画社会基本法」施行より10数年が経過し、全国的に見て、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分業意識*は変化してきたものの、社会慣行や家庭・職場・地域などにおいて、男女の地位が平等になっていないと感じている人は多く、男女が性別に関わりなく共に持てる力を発揮し合う社会を実現するためには、多くの課題が残されています。

本市では、平成18年度から10年間の計画として「朝霞市男女平等推進行動計画*」を策定し、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、平成22年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定、さらに平成23年4月からは「配偶者暴力相談支援センター事業」を開始し、ドメスティック・バイオレンス*（以下、「DV」とする）問題への対策を強化してきました。また、平成25年1月に男女平等の推進拠点施設として「朝霞市女性センター（それいゆぶらざ）*」を開設し、男女平等社会の実現に向けた取組を総合的に推進してきました。

このたび、「朝霞市男女平等推進行動計画」の計画期間が満了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、男女平等社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、新たな計画を策定します。

2 計画の性格

- 「朝霞市男女平等推進条例」第10条に基づき、本市において男女平等を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。
- 国の施策や埼玉県男女共同参画基本計画との整合性を重視した計画です。
- 第5次朝霞市総合計画*の将来像「私が暮らしたいまち 朝霞」の実現をめざし、基本構想に基づく男女平等に関する施策を推進していく計画です。
- 計画の策定に当たっては、市民意識調査や事業所アンケートを実施し、広く市民の意見を反映するように努めました。
- めざす姿の実現に向けて、市民や事業者と協力し合い連携しながら、計画を推進していきます。
- 本計画は、施策目標4「異性間の暴力の根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定するDV防止基本計画として位置づけています。

3 計画の構成・期間

第2次朝霞市男女平等推進行動計画は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成28年度から平成32年度までの5年を前期基本計画、平成33年度から平成37年度までの5年を後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。

平成 28年度 (2016)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度 (2025)
めざす姿、重点課題と施策目標（平成28～37年度）									
基本計画									
前期（平成28～32年度）					後期（平成33～37年度）				
実施計画（前期）					実施計画（後期）				

4 めざす姿

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

私たちの社会では、急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコース（個人が一生の間にたどる道筋）を選択するようになってきています。しかしながら、家庭や職場・地域などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識*やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人などがいます。このようなことから、引き続き、男女平等の意識づくり、そして、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が求められています。

第2次朝霞市男女平等推進行動計画では、「ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉に、『男女平等社会』すなわち「男性と女性が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまち」をめざします。

めざす姿と男女平等推進条例、この計画との関係は、次のとおりです。

男女平等社会の実現

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる
～男女平等社会をめざして～

朝霞市男女平等推進条例の基本理念（要約）

- ①男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- ②性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
- ③政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- ④家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- ⑤あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- ⑥市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- ⑦国際的な協力の下での推進

第4次朝霞市総合振興計画（平成18～27年度）

《男女平等》

- 1 男女平等を進めるための積極的な情報提供、教育・学習体系の確立
- 2 性の尊重と異性間の暴力の根絶
- 3 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画
- 4 男女の自己実現支援

朝霞市男女平等推進行動計画

現状の把握
計画の検証

市民意識調査
事業所アンケート
職員意識調査
統計資料 等

男女平等の推進拠点
朝霞市女性センター
(それいゆぱらど)

推進

男女平等推進審議会

重要事項の審議
市への意見

庁内連絡会議

情報共有
計画内容の検討

第5次朝霞市総合計画（平成28～37年度）

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

第2次朝霞市男女平等推進行動計画

重点課題

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

施策目標

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）
- 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

5 重点課題

男女平等社会の実現に向けたこの計画の重点課題を、次のとおりとしました。

(1) 男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識^{*}は変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・職場・地域などにおいて、男女平等の意識が浸透しているといえない状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点として、朝霞市女性センター（それいゆぶらざ）^{*}を開所して、男女平等の意識づくりに向けて取組を進めてきました。今後も引き続き、男女平等の意識が市民の中に浸透していくことを重点課題とし、様々な取組を進めます。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現

男女平等推進条例は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

近年、全国的に、ワーク・ライフ・バランス^{*}実現のための取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われていますが、他方では、DV^{*}などが深刻な問題となっています。

こうした問題の解消に取り組むとともに、今後は、男性にとっての男女平等を実現することで、男性もより暮らしやすくするという視点を持って、施策を推進していくことが求められています。

市民一人一人が、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

6 施策目標

重点課題の達成に向けて、次の6つを施策目標とします。

(1) 男女平等の意識の浸透

男女平等について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識^{*}やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、学校・家庭・地域での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2) 自己実現に向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3) 性と生殖に関する健康と権利^{*}の尊重

「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方について、男女が共に高い関心を持ち、その重要性について認識を深めるよう、情報提供や学習機会の充実に努めます。

(4) 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV^{*}防止基本計画）

異性間の暴力の根絶をめざして、異性間暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、被害者などの保護・支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

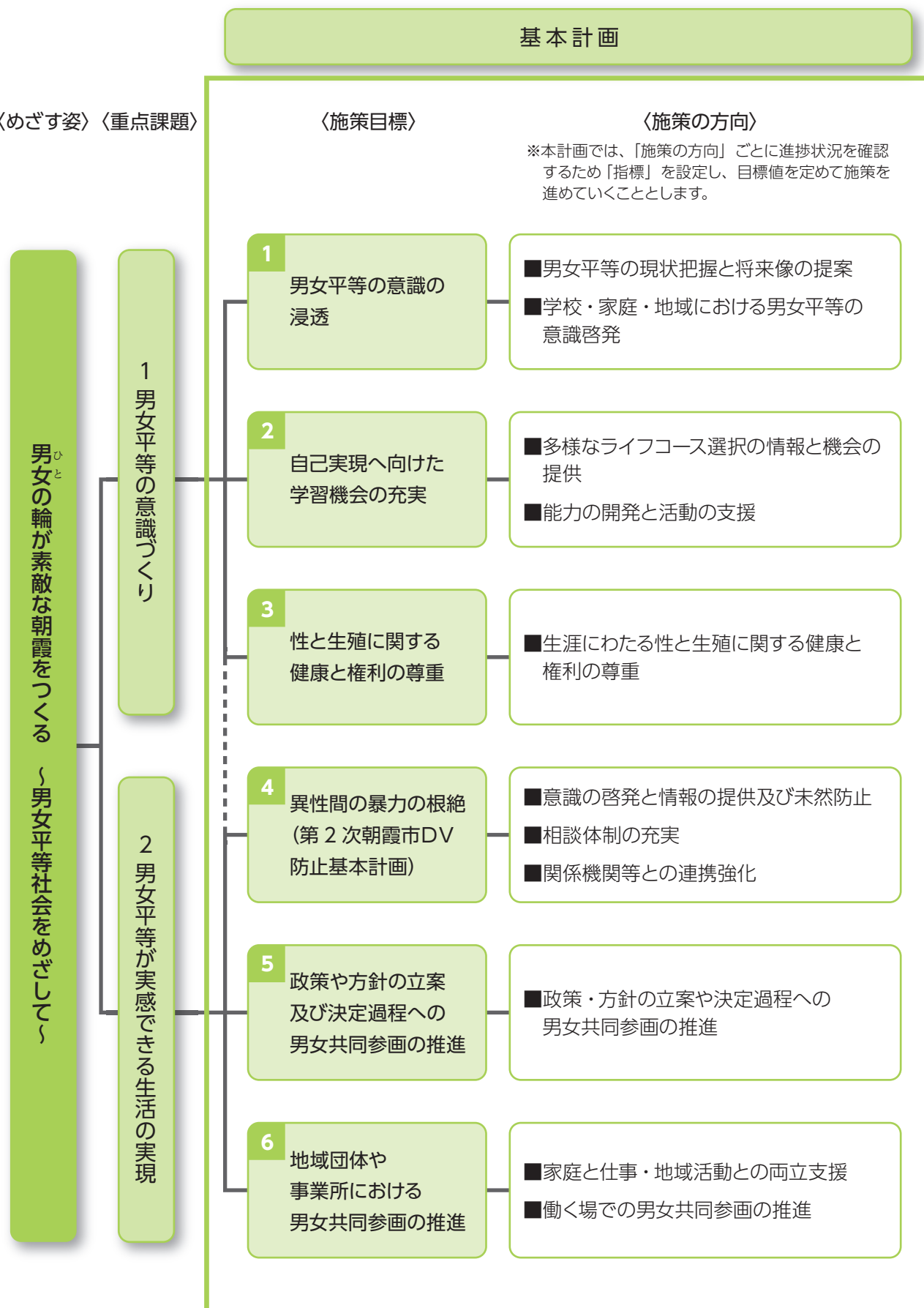
(5) 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

(6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画するよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組むとともに、市内における男女平等を進め、女性の働く場における活躍を推進します。

7 施策の体系



第 **2** 章

計画策定の背景

- 1 世界・国・県・朝霞市の動き
- 2 朝霞市の特徴
- 3 現在までの取組

1 世界・国・県・朝霞市の動き

(1) 世界の動き

国連は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定めて、翌年から昭和 60（1985）年までの 10 年間を「国連婦人の十年」とし、これ以降、性差別撤廃に向けて世界的な行動が始まりました。同じく昭和 50（1975）年には、第 1 回世界女性会議（国際婦人年世界会議）が開催されて、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、男女共同参画への動きが加速しました。

《近年の動き》

◆第 4 回世界女性会議（北京女性会議）

平成 7（1995）年に、第 4 回世界女性会議（北京女性会議）において、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、21 世紀に向けた女性の地位向上の指針となりました。

◆女性 2000 年会議

平成 12（2000）年、国連特別総会「女性 2000 年会議」において、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（いわゆる『成果文書』）」が採択され、各国がとるべき行動などが盛り込まれました。

◆「北京+ 10」閣僚級会合

平成 17（2005）年、第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+ 10」閣僚級会合）において、「北京宣言及び行動綱領」及び「成果文書」を再確認し、国内政策及び計画におけるジェンダー * 主流化などを盛り込んだ「宣言」及び「決議」が採択されました。

◆「北京+ 15」記念会合

平成 22（2010）年、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+ 15」記念会合）において、「北京宣言及び行動綱領」及び「成果文書」を再確認し、女性の経済的地位向上などを盛り込んだ「宣言」及び「決議」が採択されました。

◆「北京+ 20」

平成 27（2015）年、第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+ 20」）において、「北京宣言及び行動綱領」及び「成果文書」を再確認し、完全で効果的な実施に向けた今後の作業方法などを盛り込んだ「宣言」及び「決議」が採択されました。

(2) 国の動き

第1回世界女性会議（国際婦人年世界会議）で採択された「世界行動計画」を取り入れるため、昭和52（1977）年に、わが国初の「国内行動計画」を策定して以降、男女平等に関する法律・制度の整備、推進体制の拡充が図られてきました。

《近年の動き》

◆男女共同参画社会基本法の制定と男女共同参画基本計画の策定

平成11（1999）年、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会^{*}の実現を21世紀の最重要課題に位置づけその実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について明らかにしました。

また、平成12（2000）年には、男女共同参画社会基本法に基づく初めての「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成17（2005）年、「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定、政策・方針決定過程への女性参画の拡大などを重点とし、具体的施策の内容を提示しました。さらに、平成22（2010）年、「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、15の重点分野を設定しました。

◆DV^{*}防止法の制定と改正

平成13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）を制定し、被害者の保護命令を創設しました。

平成16（2004）年、DV防止法を改正し、配偶者からの暴力の定義や保護命令を拡大しました。

また、平成19（2007）年の改正では、市町村の基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能の設置を努力義務としました。

さらに、平成25（2013）年には、同居する交際相手からのDVにも対象を拡大する改正を行いました。

◆女性活躍推進法の成立

平成27（2015）年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）^{*}が成立しました。

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、民間企業等並びに国及び地方公共団体の機関に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられました。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定が努力義務とされました。

(3) 埼玉県動き

国際婦人年からの世界や国の動きを背景として、時代に応じて行動計画等の見直しを重ね、様々な取組を行ってきました。

《近年の動き》

◆埼玉県男女共同参画推進条例の制定と埼玉県男女共同参画推進プラン2010の策定

平成12(2000)年、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、これを受けて、平成14(2002)年、条例に基づく初の基本計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。

◆埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）の開設

平成14(2002)年、男女共同参画社会^{*}づくりの総合的な拠点として、埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）を開設しました。

◆配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定

平成18(2006)年、DV^{*}への総合的な対策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

◆埼玉県女性キャリアセンターの開設

平成20(2008)年、子育て期の女性の再就職を支援するため、埼玉県女性キャリアセンターを開設しました。

◆ウーマノミクス^{*}課の設置

平成24(2012)年、ウーマノミクス課を設置し、女性が働き手となり、女性がいいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるよう取り組んでいます。

(4) 朝霞市の動き

国や県の動きを受け、昭和 61（1986）年 4 月に、女性問題についての市内連絡組織を設置して以来、男女平等社会の実現に向けて、様々な取組を行ってきました。

《近年の動き》

◆朝霞市女性行動計画の策定

平成 9（1997）年 3 月、本市として初めての計画となる「朝霞市女性行動計画」を策定しました。

◆朝霞市男女平等推進条例の制定

平成 15（2003）年 3 月、「朝霞市男女平等推進条例」を制定し、また同年には、条例に位置づけられた「朝霞市男女平等推進審議会 *」及び「朝霞市男女平等苦情処理委員 *」を設置しました。

◆朝霞市男女平等推進行動計画 * の策定

「朝霞市女性行動計画」の成果を踏まえ、平成 18（2006）年 3 月、「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定しました。

◆配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定

平成 22（2010）年 3 月、本市として初めてのDV * 防止等の計画となる「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定しました。

◆配偶者暴力相談支援センター事業の開始

平成 23（2011）年 4 月、配偶者暴力相談支援センター事業を始め、DV相談 * に係る各種業務を開始しました。

◆朝霞市女性センター（それいゆぶらざ）* の開設

平成 25（2013）年 1 月、本市の男女平等を総合的に推進するための拠点として「朝霞市女性センター（それいゆぶらざ）」を中央公民館・コミュニティセンター内に開設し、男女平等に関する様々な事業を実施しています。

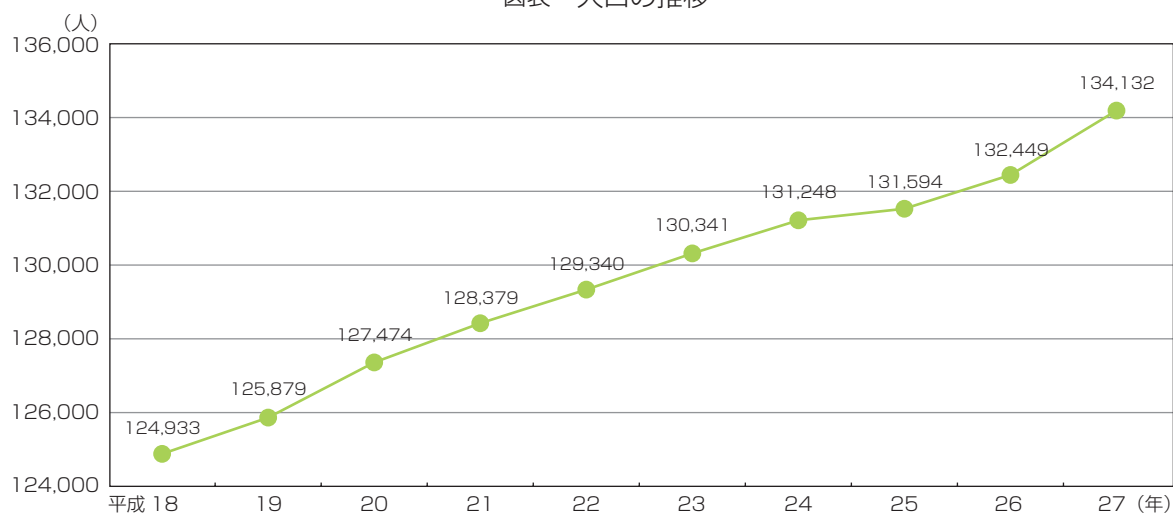
2 朝霞市の特徴

(1) 人口が増加し、転入・転出が多い

本市の人口は、平成18年以降増加を続け、平成27年には134,132人となっています。

転入・転出は、平成18年からの10年は、共に9,000人前後で推移しており、平成18年及び平成25年を除き、転入超過となっています。

図表 人口の推移



資料：統計あさか（各年1月1日現在）

図表 転入・転出及び社会増減の推移

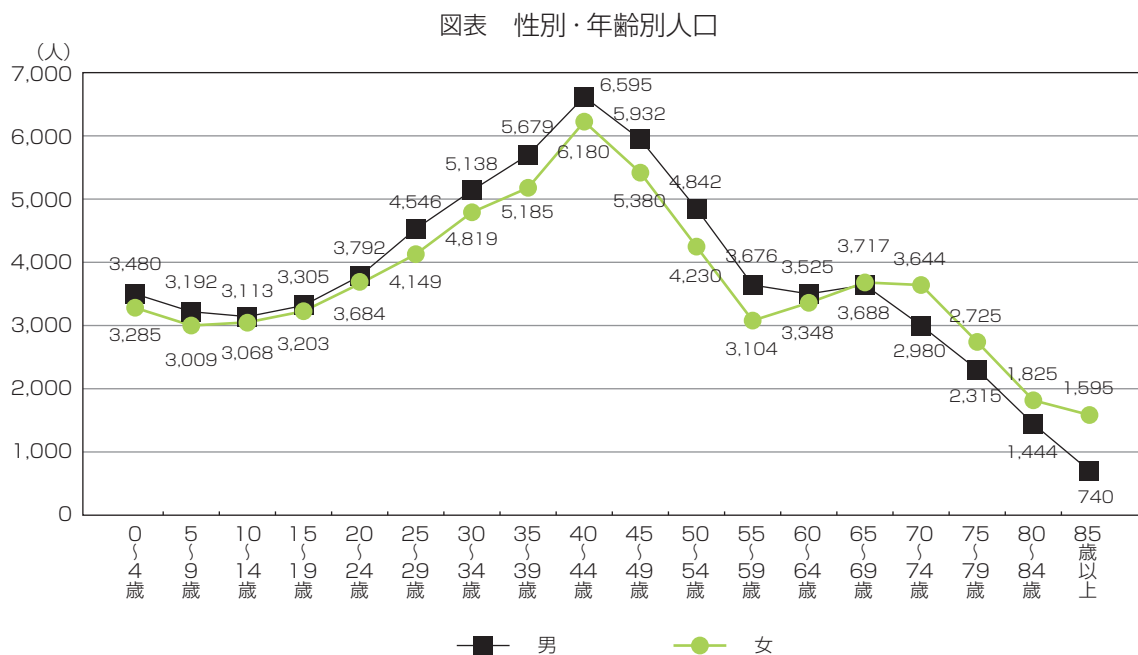


資料：統計あさか（各年1月1日現在）

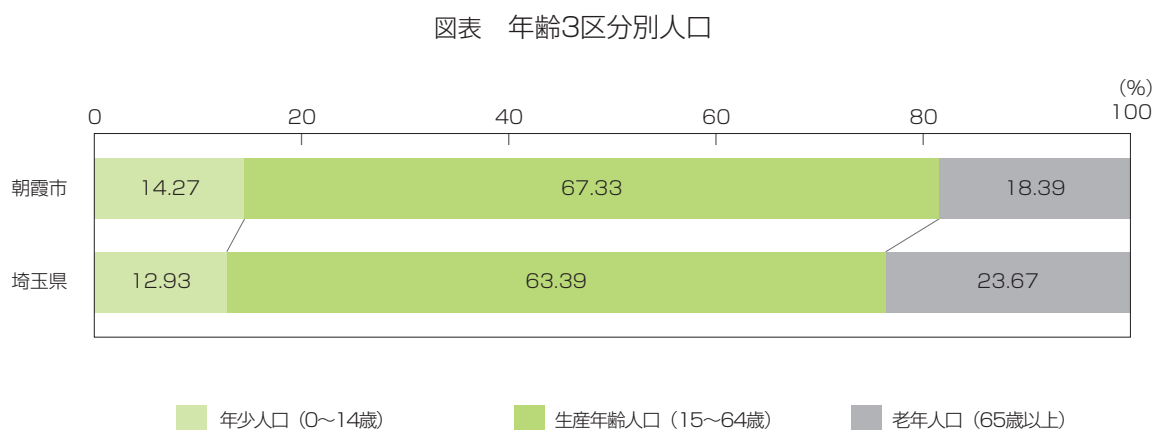
(2) 30～40歳代の若い世代が多い

性別・年齢別人口をみると、本市は30～40歳代の若い世代が多くなっています。

また、年齢3区分別人口をみると、県と比べて、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が高い一方で、県の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が23.67%のところ、本市は18.39%となっています。



資料：統計あさか（平成27年1月1日現在）



資料：統計あさか（平成27年1月1日現在）

埼玉県統計年鑑（平成27年1月1日現在）

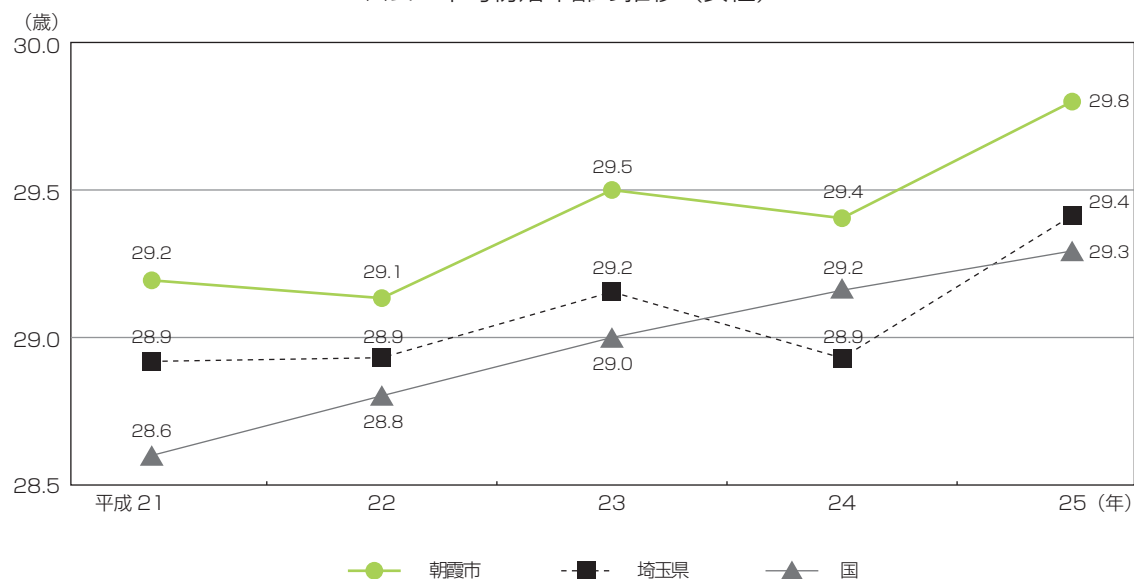
(3) 30歳代で出産をする女性が多く、30～40歳代の労働力率*が低い

国や県と比べて、本市の女性の平均初婚年齢は高くなっています。また、男性も平成24年を除き、国と比べて平均初婚年齢は高い傾向がみられます。

30歳代での出生割合が高くなっています。なかでも35歳以上の年齢における出生数が増加しています。

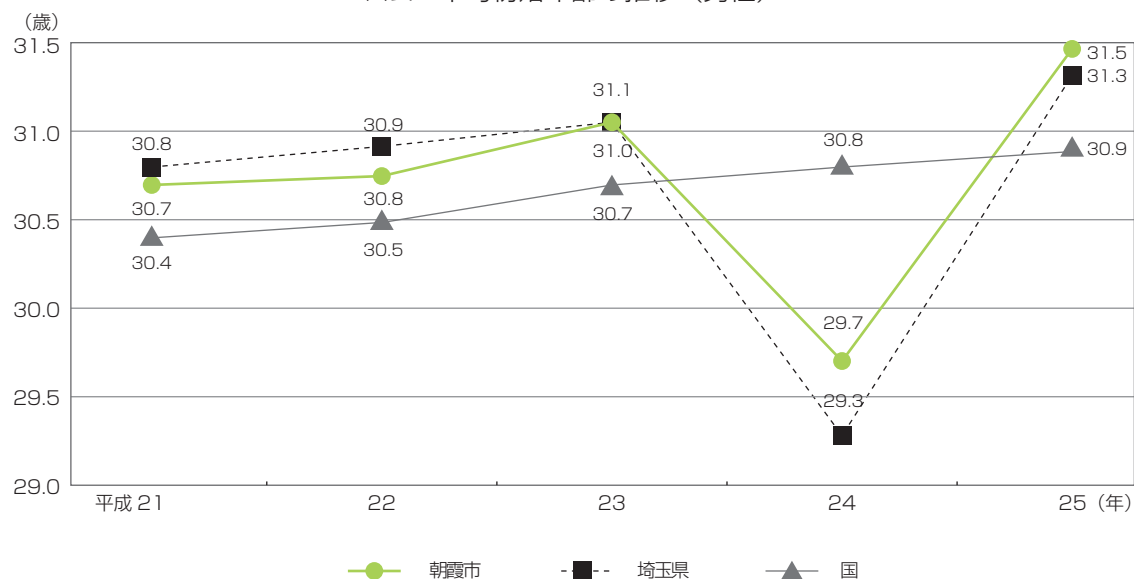
女性の労働力率についてみると、本市は、全国と比べて30～40歳代の女性の労働力率が低い傾向がみられます。

図表 平均初婚年齢の推移（女性）



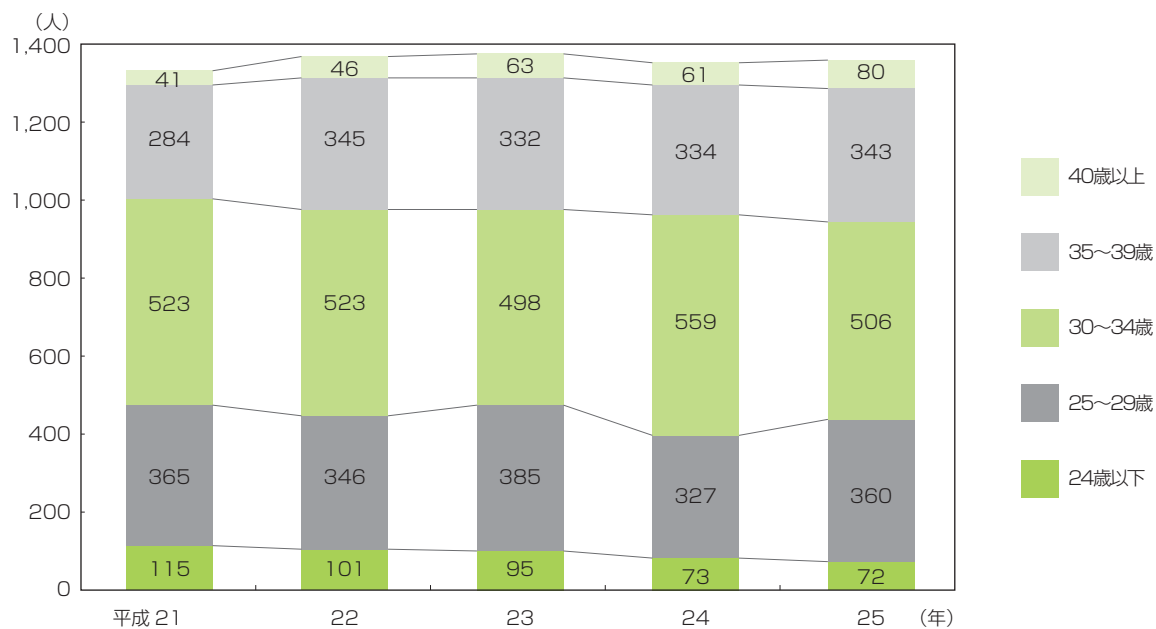
資料：人口動態統計（厚生労働省）、埼玉県保健統計年報

図表 平均初婚年齢の推移（男性）



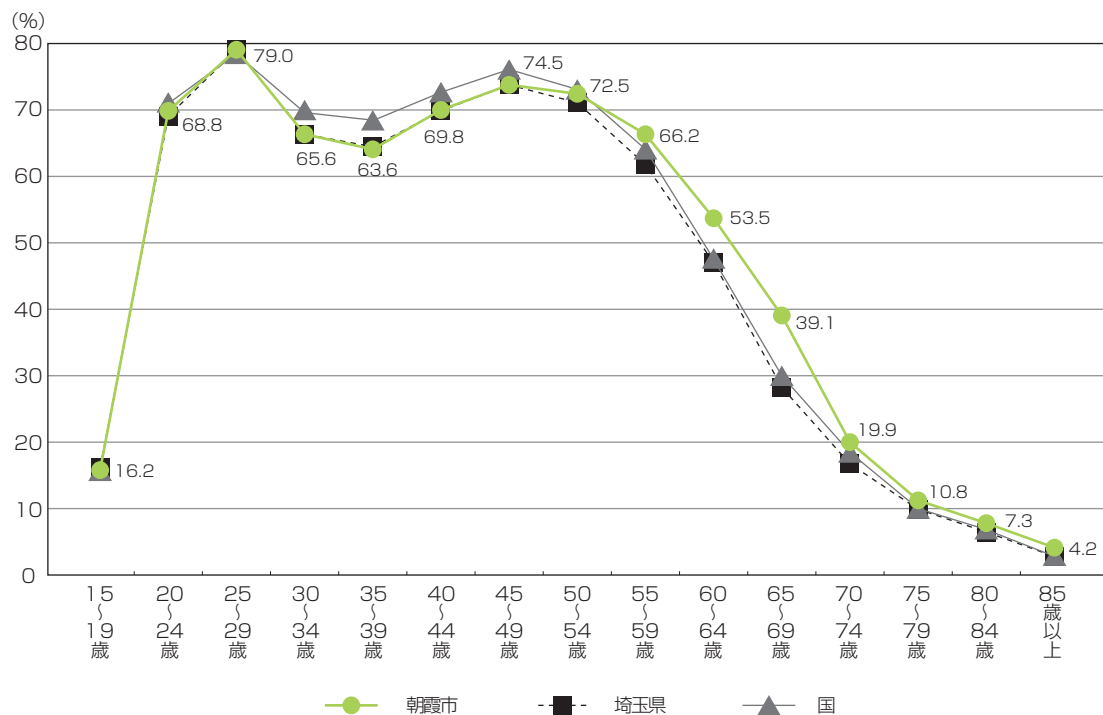
資料：人口動態統計（厚生労働省）、埼玉県保健統計年報

図表 朝霞市の母親年齢別出生数



資料：埼玉県保健統計年報

図表 年齢別女性労働力率



(注) 労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合

資料：平成22年国勢調査（内閣府）

3 現在までの取組

朝霞市女性行動計画〔計画期間：平成9年度～平成17年度〕

基本目標1 男女共同参画を支える意識づくりをめざして

「あさか女と男^{ひとひと}セミナー＊」の開催、男女平等推進情報＊「そよかぜ」の発行など、幅広い年齢層を対象に男女共同参画を支える意識づくりを進めてきた結果、性別役割分業について「反対」する割合が上昇するなど、前進がみられました。

基本目標2 多様なライフスタイルにあった環境づくりをめざして

子育て・介護サービスの充実、家庭や地域社会活動へ男女が参画しやすい環境づくりを進めた結果、子育てや介護の負担を軽減し、地域社会活動へ仕事をもつ男女や子育て中の女性などの参加が促進され、地域活動のリーダーとして活躍する人材も育成されました。

基本目標3 生涯にわたる健康づくりと福祉をめざして

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」についての情報提供、「女性総合相談＊」の開設、「女性総合相談庁内連絡会」の設置、高齢者への福祉サービスや学習機会の提供などにより、女性の健康づくりの推進、女性が抱える問題解決のための体制の充実、介護に対する負担軽減などが進みました。

※「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」については、本計画では「性と生殖に関する健康と権利＊」と表記しています。

基本目標4 男女共同参画社会＊の実現をめざして

各種審議会等への女性登用、市女性職員の意識啓発や情報提供、職員研修を推進した結果、政策・方針決定への女性の参画が進みました。また、「朝霞市男女平等推進条例」の制定、「男女共同参画社会^{ひとひと}づくり推進委員会」「あさか女と男^{ひとひと}プラン推進委員会」「男女平等推進審議会＊」の設置など、男女共同参画、男女平等の推進体制が充実しました。

朝霞市男女平等推進行動計画（第1次）〔計画期間：平成18年度～平成27年度〕

施策目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

男女平等について市民一人一人の理解が深まるよう、広報あさかや市公式ホームページ、リーフレットやパネル展など様々な取組により情報提供を積極的に行い、市民の関心や理解が徐々に進んできています。

施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識*やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるように、男女平等を進めるための、生涯にわたる教育・学習体系の確立をめざして、学校・家庭・地域でそれぞれ学習を推進するとともに、学習活動を支援する人材の育成に取り組み、市民との協働が広がってきています。

施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利*」について周知を図るとともに、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会をめざして、人権教育や相談体制の充実、暴力の発生を防ぐ環境づくりにも取り組み、市民の認識は深まってきましたが、引き続き今後も重要な課題となっています。

施策目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進してきましたが、明確な変化までは認められず、今後も地道な取組が求められています。

施策目標5 男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援を進めてきたことにより、地域活動への参加状況、女性の働き方、男性の育児休業に関する考えなどについて変化がみられてきています。

第 **3** 章

基本計画

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）
- 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

1 男女平等の意識の浸透

1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

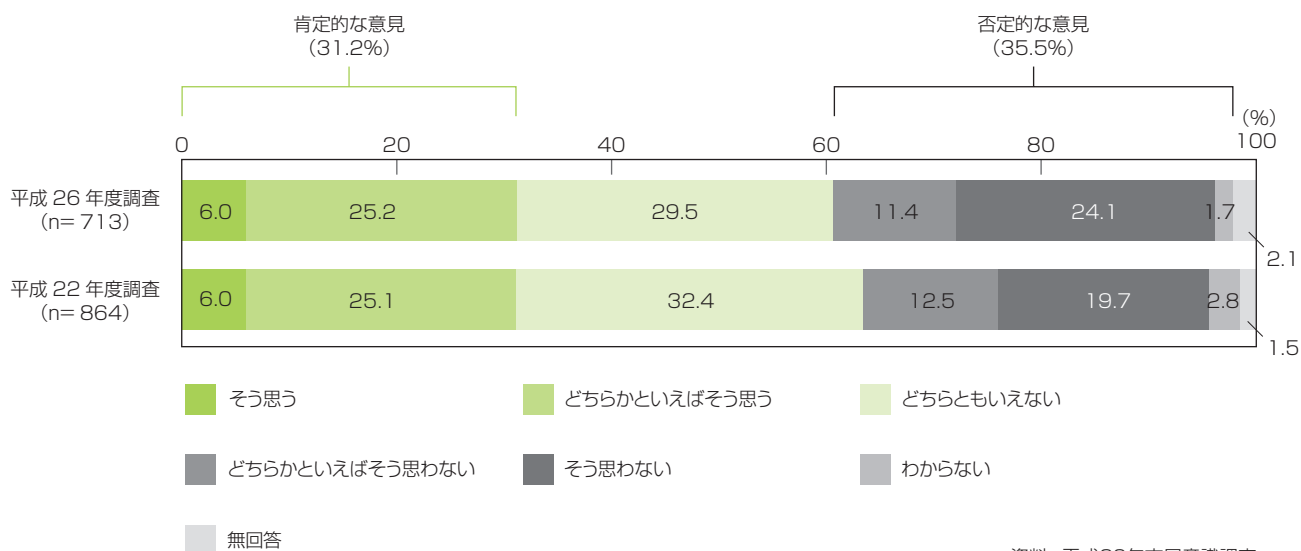
■ 現状と課題

男女平等社会を実現するためには、市民一人一人が男女平等についての意識を高めていくことが重要です。

これまで本市では、「朝霞市男女平等推進条例」の制定や「朝霞市男女平等推進行動計画^{*}」の推進などにより、性別による固定的な役割分業意識^{*}の解消に取り組んできました。市民意識調査によれば、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、否定的な意見（35.5%）が肯定的な意見（31.2%）をやや上回っており、前回調査（平成22年度）と比べて、否定的な意見は増加傾向がみられますが、一方、肯定的な意見は同程度で推移しており、固定的役割分業意識に大きな変化はみられません。また、社会慣行や家庭や職場・地域など、様々な場で男女の地位が平等になっていないと感じている人はいまだに多く、将来はさらに男女平等社会となることを願っている市民が多い状況です。

今後も、性別にとらわれず男性も女性も、様々な分野に参画していけるよう、社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、男女が平等な社会の将来像を提案し、市民が男女平等を実感できるようにしていく必要があります。

図表 「男は仕事、女は家庭」という考え方



■ 主な施策

○男女が平等な社会の具体像の提案を行う

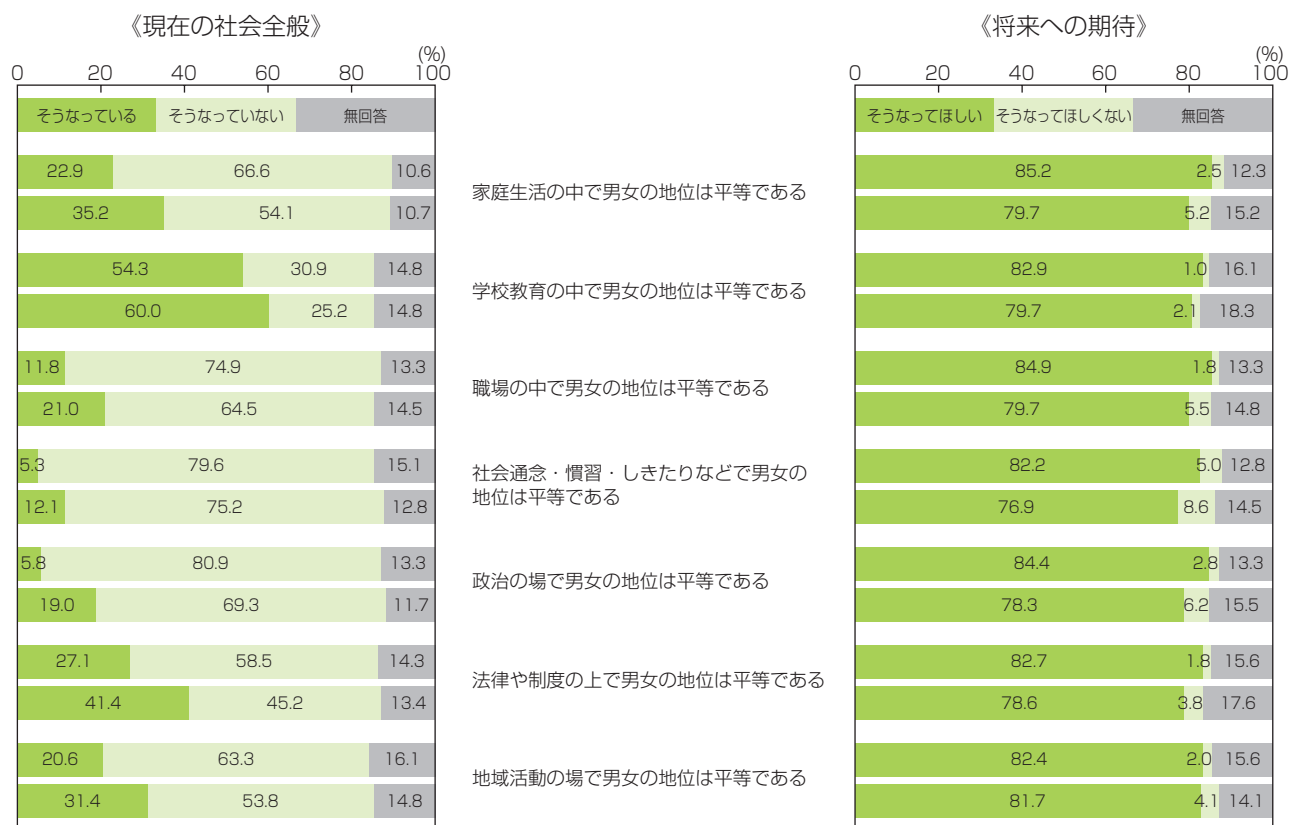
男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

○男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や職場・地域における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員*や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

図表 男女平等社会のイメージ



上段：女性（n=398）
下段：男性（n=290）

資料：平成26年市民意識調査

指 標	数値目標		評価資料
	現状値（H26）	目標値（H37）	
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	20%	市民意識調査

目標値の根拠：男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の2倍を超える5人に1人をめざして設定

1-2 学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発

■ 現状と課題

男女平等の意識を育むためには、幼少期から高齢期までの生涯にわたる教育・学習の機会が重要で、このために学校や家庭、地域の果たす役割は大きいといえます。

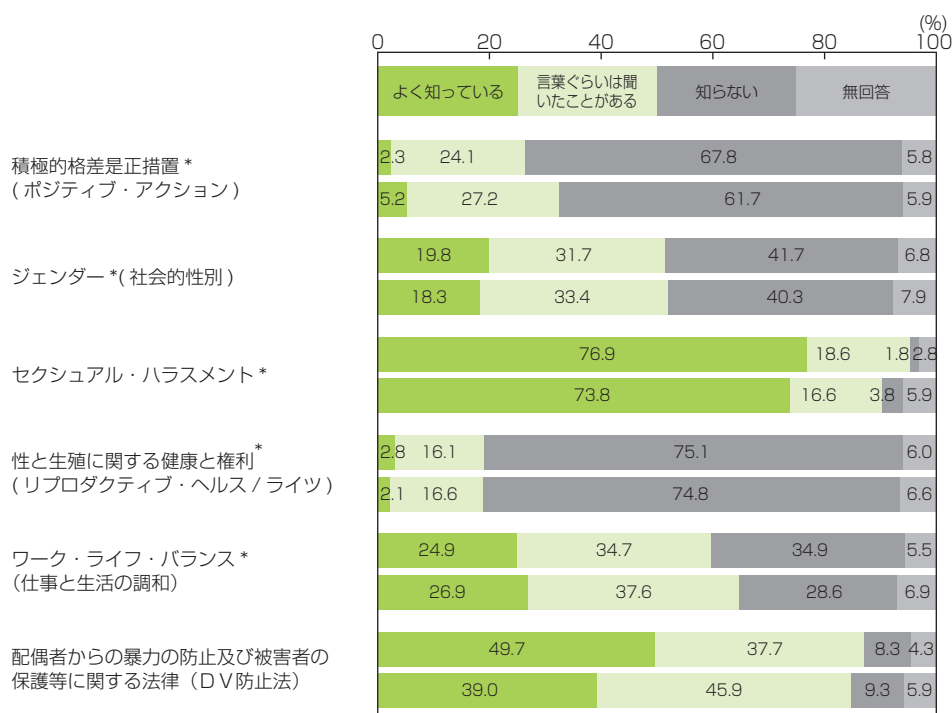
これまで、学校では、総合的な学習や特別活動などの機会を通じて男女平等の教育に取り組んできました。今後は、男女が平等な教育環境づくりだけでなく、社会に根強く残る男女格差を解消できる意識や能力を養う教育が必要です。

男女が平等な関係は、家庭を営む上で大切なことであり、子供の男女平等意識の醸成にも大きな影響を与えます。男女が共に自立した人間としてお互いに尊重し合う家庭を築くとともに、その暮らしを通して男女平等の教育・学習がなされるよう、男女平等の視点に立った生活の提案などの情報提供、学習機会の充実が必要です。

また、地域活動への参加は女性が担っている状況があります。その一方で、地域活動団体等の役員等は男性が多くを占めている状況となっています。

今後は、地域における役割と責任を、男女が共に担っていく意識を育むため、学習の機会を充実することが必要です。

図表 男女共同参画・男女平等に関する言葉の周知状況



上段：女性 (n=398)
下段：男性 (n=290)

資料：平成26年市民意識調査

■ 主な施策

○男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

○学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

○男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

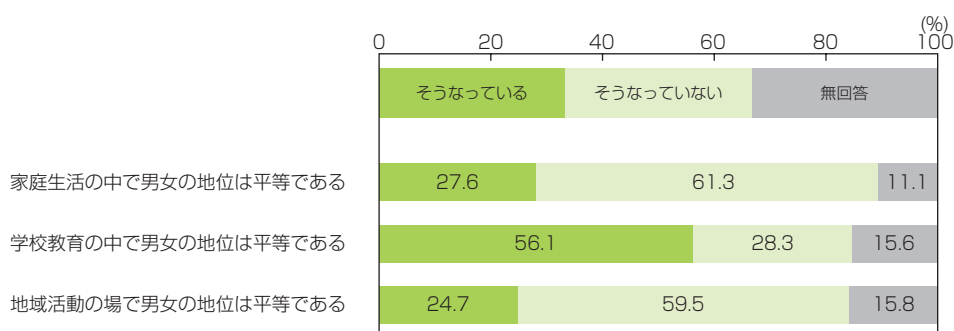
料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。

より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

○学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

図表 家庭・学校・地域における男女平等社会のイメージ



全体 (n=713)

資料：平成 26 年市民意識調査

指 標	数値目標		評価資料
	現状値 (H26)	目標値 (H37)	
「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	35%	市民意識調査

目標値の根拠：男女平等推進行動計画（第 1 次）策定時の現状値が 23.7%であったことを踏まえ、第 2 次においても同程度の伸びをめざして設定

2 自己実現へ向けた学習機会の充実

2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

■ 現状と課題

市民一人一人の多様な生き方を尊重し、全ての人が社会のあらゆる分野において、個性と能力を発揮し、自己実現を図ることができるようにすることが重要です。こうした社会は、男性と女性どちらにとっても暮らしやすい社会であるといえます。

現在は、進学や就職、結婚などが自由に選択できるようになってきていますが、一人一人の暮らしに目を向けると、例えば子育てや介護などの責任を果たしながら、希望するライフコース（個人が一生の間にたどる道筋）の選択ができていないかどうかなど、様々な課題が浮かび上がってきます。

また、自己の能力や個性を発揮する以前に、様々な理由で生活に困窮している場合には、暮らしの安心の確保が求められます。

今後も、市民の自己実現を支援するために、個々の相談に応じて必要な支援につなげるとともに、情報や学習機会の提供と支援体制を充実させていくことが必要です。

あさか男女（ひと）の輪サイトのリンク集（掲載項目）

あなたのチャレンジを応援します！

●多様なライフコースの選択支援情報

- ・内閣府男女共同参画局 女性応援ポータルサイト・女性の活躍「見える化」サイト など

応援します！働きながら「妊娠・出産・子育て」

●家庭と仕事の両立支援情報

- ・女性にやさしい職場づくりナビ など

デートDVってなんだろう

●デートDV関連情報

- ・それってデートDVなんじゃない??
- ・デートDVチェックリスト など

一人で悩まないで

●女性の悩み、ドメスティック・バイオレンス（外国語版）相談窓口

- ・朝霞市の相談窓口（DV相談・女性総合相談・人権相談・法律相談・心配ごと相談等）
- ・埼玉県の相談窓口（婦人相談センターDVに関する相談・男女共同参画推進センター相談室等）

資料：朝霞市ホームページ

■ 主な施策

○自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談*をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

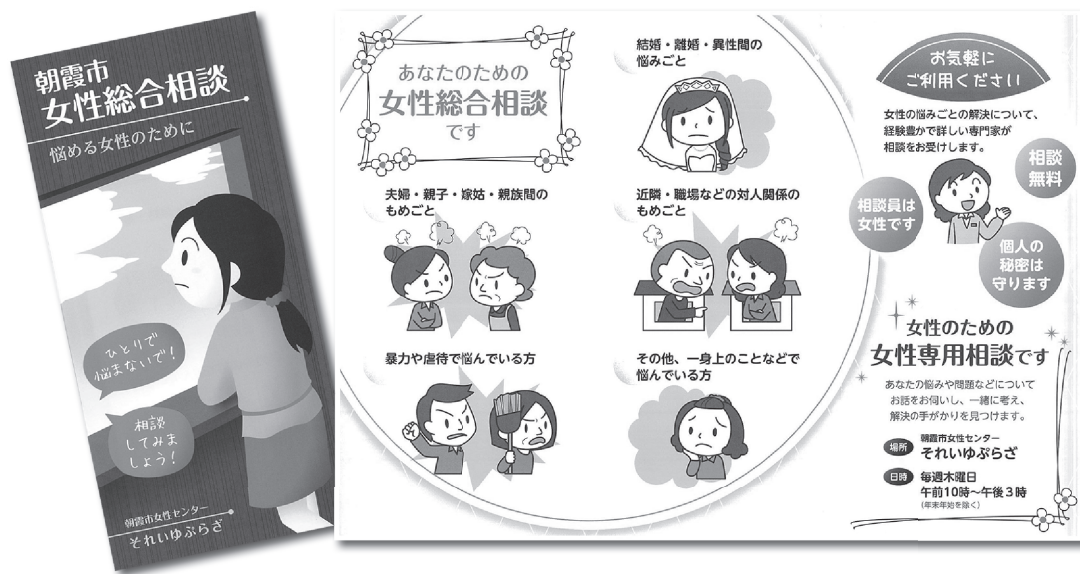
○自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する

市民がワンストップ*で、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女（ひと）の輪サイト」を充実します。

○自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

女性総合相談リーフレット



指 標	数値目標		評価資料
	現状値（H26）	目標値（H37）	
「あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	20%	市民意識調査

目標値の根拠：積極的に情報提供を進める上で、ホームページ上に情報を収集して発信していくことを重視して設定

2-2 能力の開発と活動の支援

■ 現状と課題

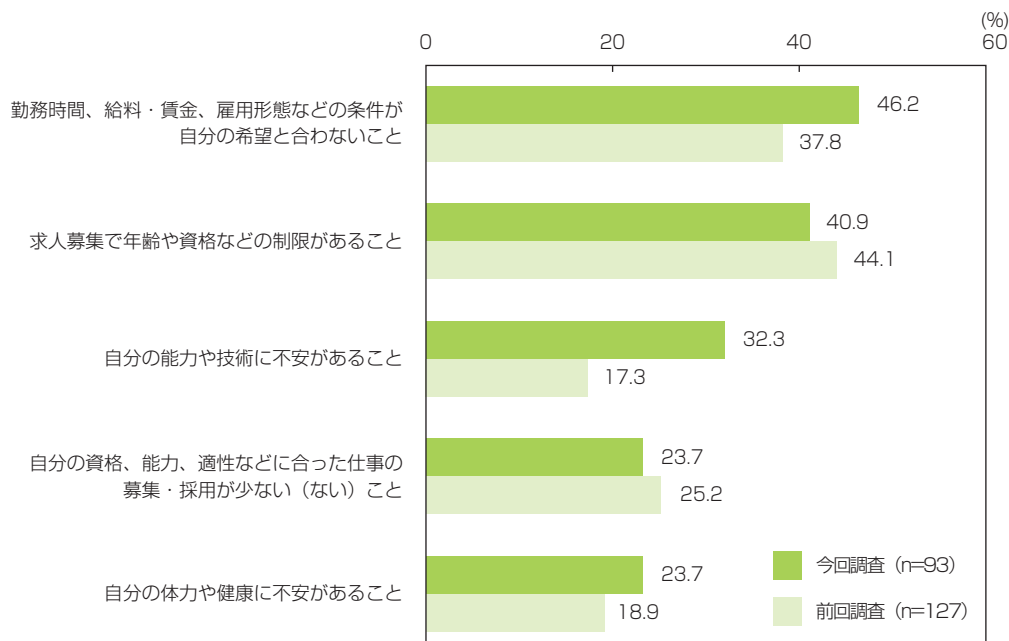
男女が社会のあらゆる分野において、自己実現を果たせるよう、必要とされる能力を開発し、自己実現のための活動を支援する環境づくりが重要です。

本市では、朝霞市男女平等推進行動計画*（平成18年3月策定）に基づき、就業や起業、市政や地域活動への参画などに向けた男女の能力開発と、活動支援に取り組んできました。

市民意識調査によれば、仕事に就く上で困っていることとしては、前回調査と比較して「自分の能力や技術に不安があること」が大きく増加しているとともに「勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと」が半数近くと多くなっています。

今後も、男女が共に職場や地域に参画し、個性と能力を生かして、自己実現を果たしていくために、能力や技術面での支援と様々な情報をニーズに合わせて提供していく必要があります。

図表 仕事に就く上で困っていること（上位5位）



資料：平成26年市民意識調査



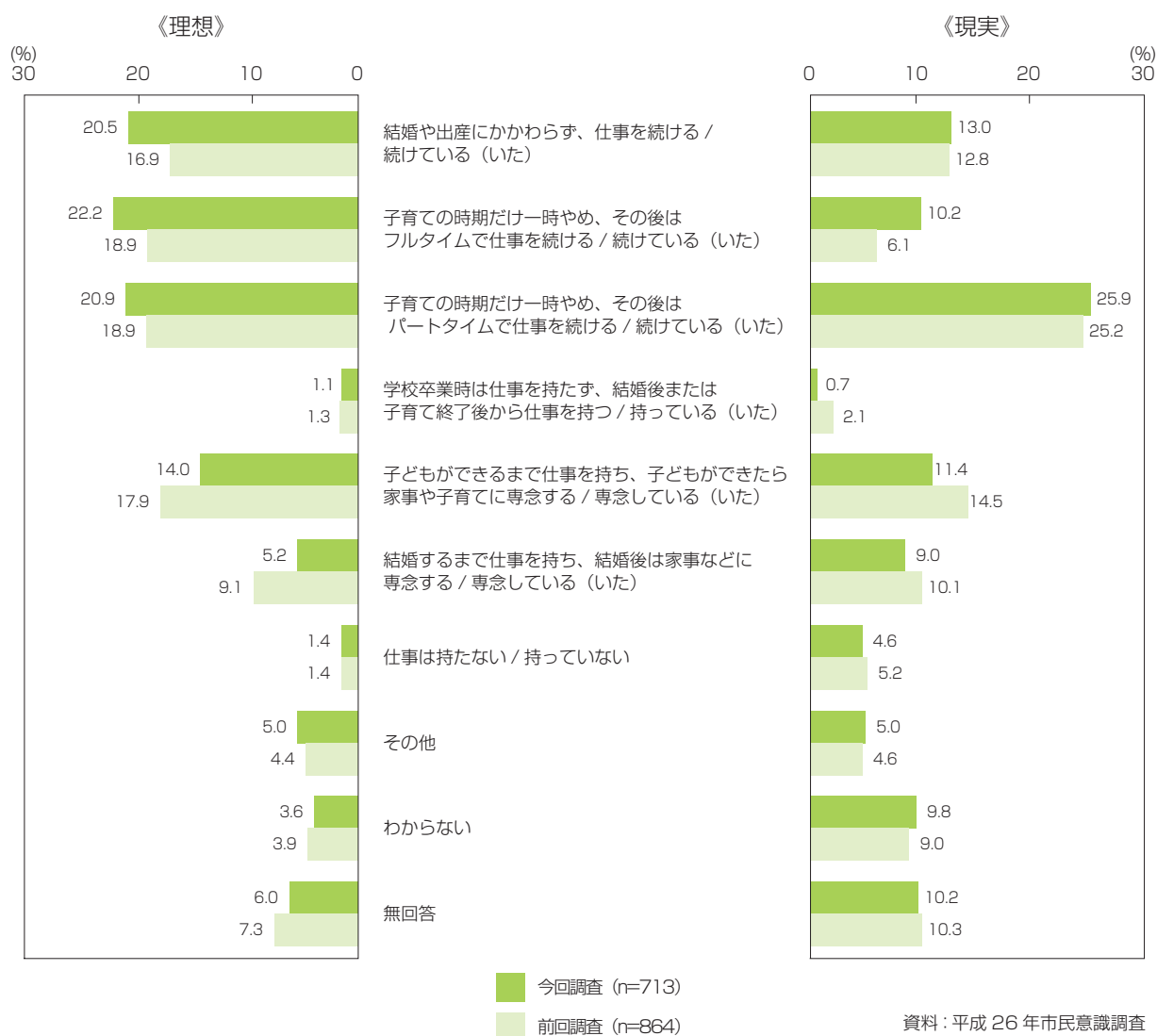
ひとひと 女と男セミナー “笑顔でつながる女と男” より

■ 主な施策

○能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が社会のあらゆる分野において、自己実現を果たせるよう、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPO*などの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

図表 女性の働き方（理想と現実）



指 標	数値目標		評価資料
	現状値 (H26)	目標値 (H37)	
能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性 (20～50 歳代) の割合	11.5%	20%	市民意識調査

目標値の根拠：働いている年代の女性に向けた支援に関する情報が一層周知されるよう設定

3 性と生殖に関する健康と権利の尊重

3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

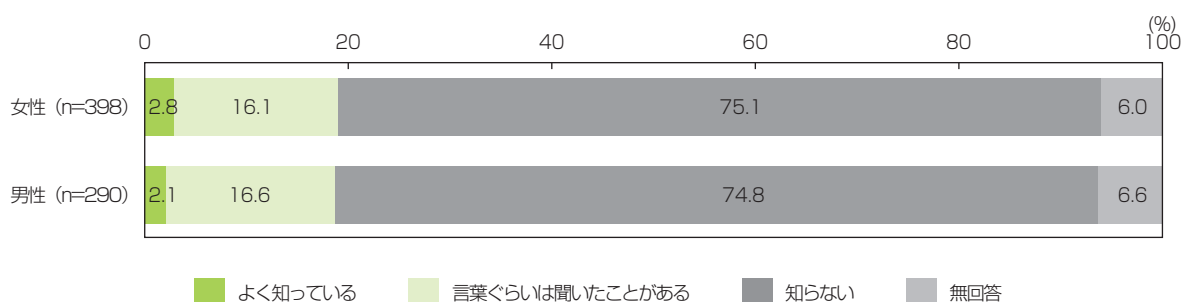
■ 現状と課題

男女平等社会を実現するためには、男女が互いの身体的な違いを理解し合い、思いやりを持って生きることが必要となります。子供を持つ・持たないを、自ら自由に責任を持って決めることができ、女性が安全に妊娠・出産できる権利が尊重されることが大切です。この権利を、性と生殖に関する健康と権利*（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）といいます。

この権利は男女平等社会の基礎となるものですが、市民意識調査では、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を「知らない」が男女共に70%を超えており、市民の認知度は低い状況です。

今後は、性と生殖に関する健康と権利の考え方について関心を高め、正確な知識と情報を伝えて、男女が共に、その重要性について認識を深めていく必要があります。

図表 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）という言葉の周知状況



資料：平成26年市民意識調査

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）とは

1994年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子供を持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

■ 主な施策

○性と生殖に関する健康と権利の考え方を普及させる

あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利*（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

○男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠やHIV／エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、妊娠・出産期も含めて女性の生涯を通じた健康管理を支援します。

図表 妊婦健診の受診実績

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度		平成 26 年度	
	実績	実績	前年度比	実績	前年度比
母子健康手帳交付	1,500 人	1,537 人	102.5%	1,487 人	96.7%
妊婦一般健康診査（※）	16,029 人	16,844 人	105.1%	17,196 人	102.1%
HBs 抗原検査	1,411 人	1,449 人	102.7%	1,399 人	96.5%
HIV 抗体検査	1,414 人	1,445 人	102.2%	1,395 人	96.5%

（※）延べ人数

資料：健康づくり課

指 標	数値目標		評価資料
	現状値（H26）	目標値（H37）	
「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	2.4%	20%	市民意識調査

目標値の根拠：性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の重要性と現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくこととして設定

4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

本市では、平成21年度から平成27年度を計画期間とする「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（朝霞市DV防止基本計画）」に基づきDV*の根絶に向け取り組んできました。今後は、本計画の「4 異性間の暴力の根絶」を本市におけるDV防止基本計画として位置付け、様々な施策に取り組んでいきます。

1 基本的な考え方

朝霞市男女平等推進条例及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」とする）の基本理念に基づき、以下のような認識をもって施策に取り組むこととします。

- (1) DVは、犯罪にもなる重大な人権侵害であり、許されない行為であること。
- (2) DVは、子供をはじめとする家族の心身や生活の安定も損なう行為であること。
- (3) 被害者の安全確保と本人の意思を尊重した支援が必要であること。
- (4) それぞれの関係機関が連携して支援することが必要であること。
- (5) DVの未然防止のための啓発と被害者のための支援は行政の責務であること。

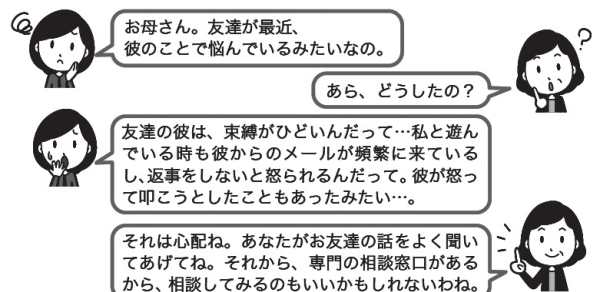
2 対象とする暴力

「DV防止法」では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）及び生活の本拠を共にする交際相手に限定され、被害者や加害者の性別は問いません。さらに、本計画では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力についても、対応を進めることとしています。

また、暴力は、身体的な暴力のみならず、性的、精神的、経済的な暴力も含まれます。

子どもがデートDVで悩んでいたら

- ①まずは、ゆっくり話を聞いてあげることも大切です。デートDVの加害者にも被害者にもならないために周囲の人がサポートしていくことが重要と言えます。
- ②1人で抱え込むことなく、正しい知識をもった人や専門機関に相談することが大切です。



「広報あさか」（平成28年3月号）より

暴力の内容

■**身体的暴力**は、身体に直接加えられる暴力で、刑法第 204 条の傷害罪や第 208 条の暴力罪に該当する犯罪行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象となります。

・殴る ・蹴る ・刃物などを振りかざす ・引きずりまわす ・たたきつける など

■**性的暴力**は、相手の人格を無視し、自分勝手に性的なふるまいを行うことで、その結果被害者はひどく傷つき、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの精神障害に至る場合もあります。

・望まない性的な行為を強要する ・中絶を強要する ・避妊に協力しない
・見たくないポルノビデオや雑誌などを無理に見せる など

■**精神的暴力**は、相手の心を傷つける言動を繰り返すもので、その程度によっては、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

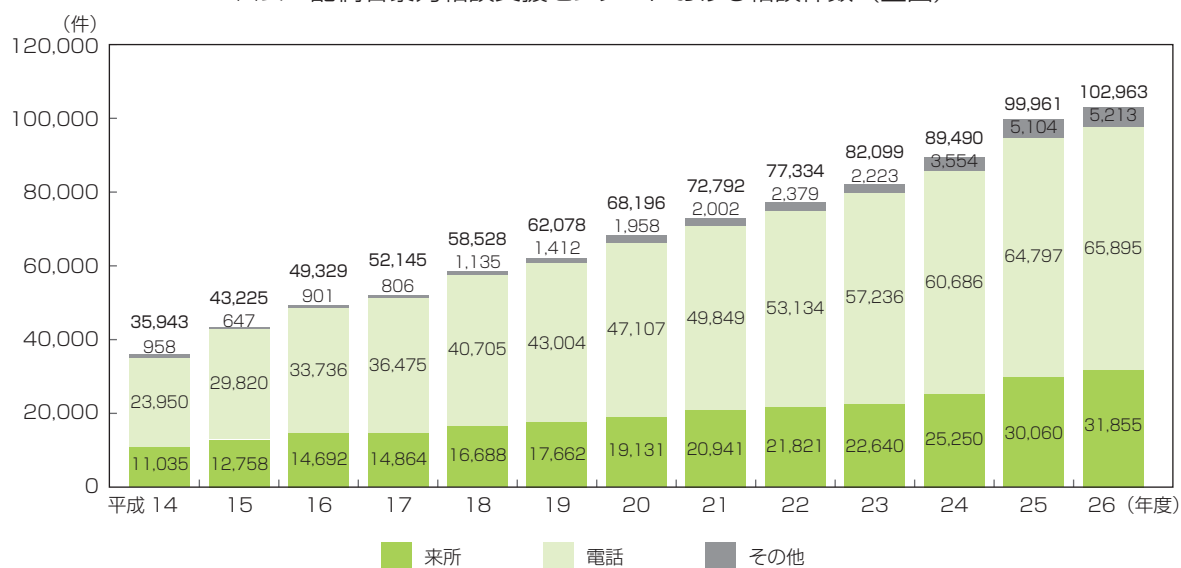
・相手を繰り返し批判したり、否定的なことを言う ・交友関係や電話、郵便物を監視する
・すぐ不機嫌になり、どなったり、無視したりする ・家族や友人との関係を邪魔する など

■**経済的暴力**は、経済的自立を邪魔し、経済的に支配しようとする暴力で、被害者から経済的自由を奪い社会から孤立させるものです。

・生活費を渡さない ・働いて得たお金を取りあげる ・相手名義のローンを組ませる
・仕事をさせない ・仕事を無理にやめさせる など

※性的暴力、経済的暴力も、配偶者間であっても犯罪になることがあります。

図表 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（全国）



資料：内閣府

4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

■ 現状と課題

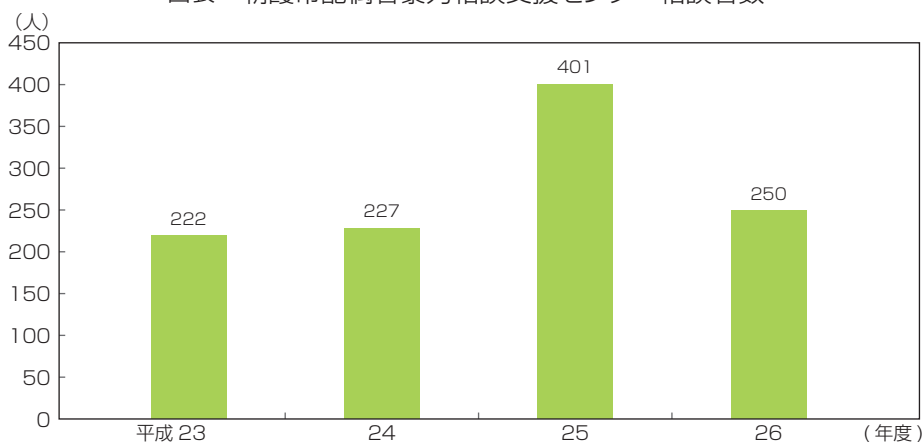
異性間でのあらゆる暴力を許さないという社会的な共通認識を徹底することが重要です。

これまで本市では、平成22年3月に「朝霞市DV防止基本計画」を策定し、また翌年には配偶者暴力相談支援センター事業をはじめ、DV相談*に係る各種業務を開始するなど、異性間の暴力の根絶に向けて体制を強化してきました。

しかし、市民意識調査によれば、配偶者等から、身体的・性的・精神的・経済的暴力のいずれかの暴力を受けたことのある人は少なからずおり、男性よりも女性の方が多くなっています。近年では、恋人同士の間でのデートDV*など、若年層におけるDV*が問題となっています。また、職場や地域などでのセクシュアル・ハラスメント*などいろいろなハラスメントがあり、問題となっています。

今後も、あらゆる暴力を根絶するため、学校・家庭・地域・職場などにおいて、人権尊重の視点から、性を理解し尊重する意識の啓発や情報提供を行い、異性間の暴力の未然防止を図ることが重要です。

図表 朝霞市配偶者暴力相談支援センター相談者数



資料：平成 25、26 年版統計あさか

図表 DVサイクルと被害者の気持ち



■ 主な施策

○人権についての教育を推進する

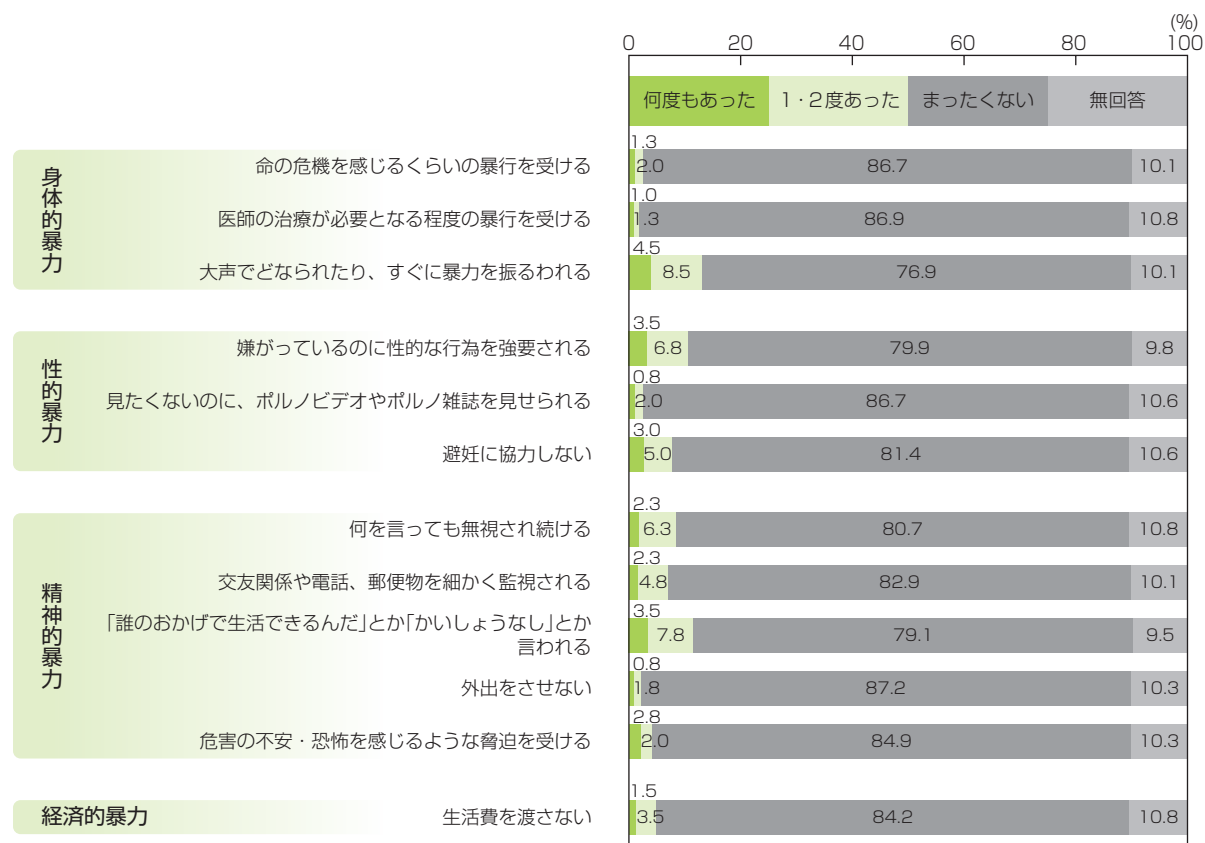
男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、学校や地域、職場などにおいて推進します。

また、女性に対する暴力をなくす運動*により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

○異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ

学校や家庭において、デートDV*の予防啓発、配偶者等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント*などに関する情報提供や学習機会を充実します。

図表 配偶者等からの暴力を受けた経験（女性）



女性 (n=398)

資料：平成 26 年市民意識調査

指 標	数値目標		評価資料
	現状値 (H26)	目標値 (H37)	
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」を知っている市民の割合	86.1%	100%	市民意識調査

目標値の根拠：DV防止法は、DV防止の基本となる法規であり、全ての市民へ周知することをめざして設定

4-2 相談体制の充実

■ 現状と課題

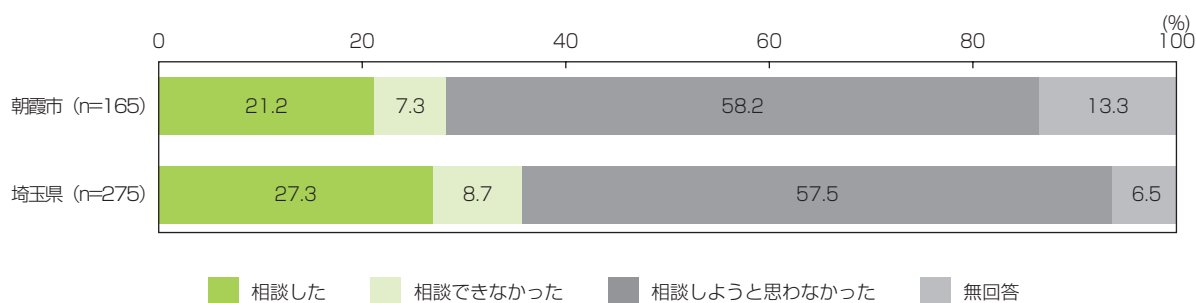
本市では、平成12年に女性総合相談*を、平成23年にDV相談*を開始し、女性センター（それいゆぷらざ）*で多くの相談を受けています。

一方で、市民意識調査によれば、配偶者等からの暴力を受けた経験のある人のうち、誰かに相談した人は、女性が30%、男性が10%未満にとどまっており、相談する人は、全体の中では限られた人数であるというのが現状です。

しかしながら、異性間における暴力を早期に発見して、深刻化や複雑化を防止し、解決に結び付けていくため、あるいは未然に防止するためには、一人で抱え込まずに周囲や専門機関に相談することが大切です。

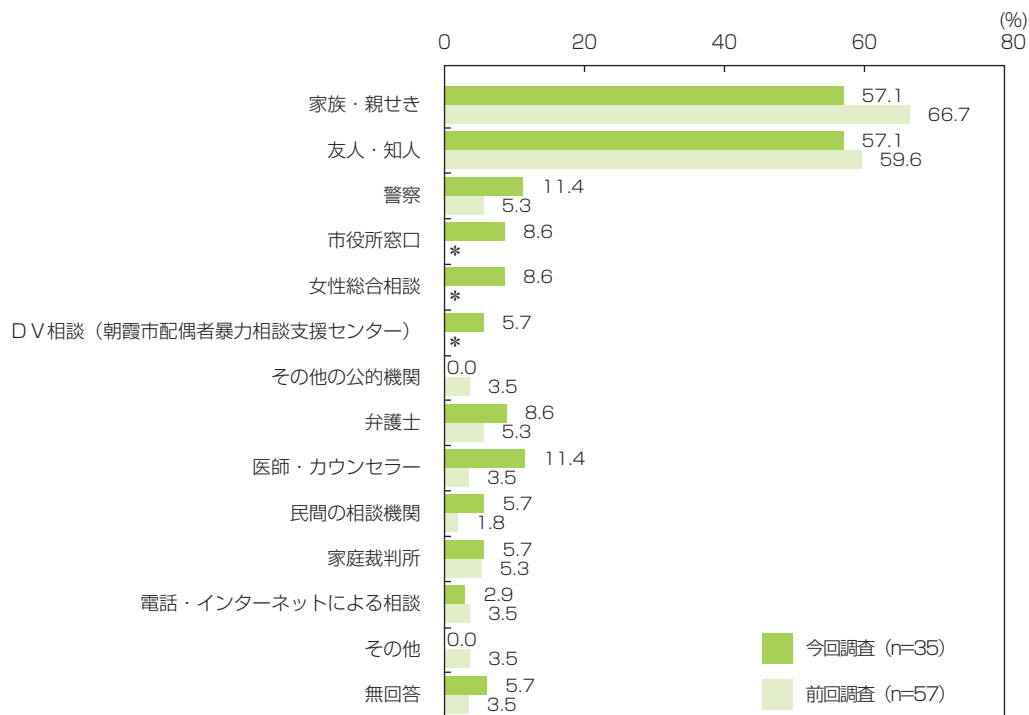
今後は、より一層、被害者が相談しやすい体制を作り、様々な相談に応じていく必要があります。

図表 配偶者等から暴力を受けた時の相談の有無（埼玉県の調査との比較）



資料：平成26年市民意識調査

図表 暴力を受けた時に相談した相手



（注）上記の*印は、今回調査で新たに追加した選択肢を表す。

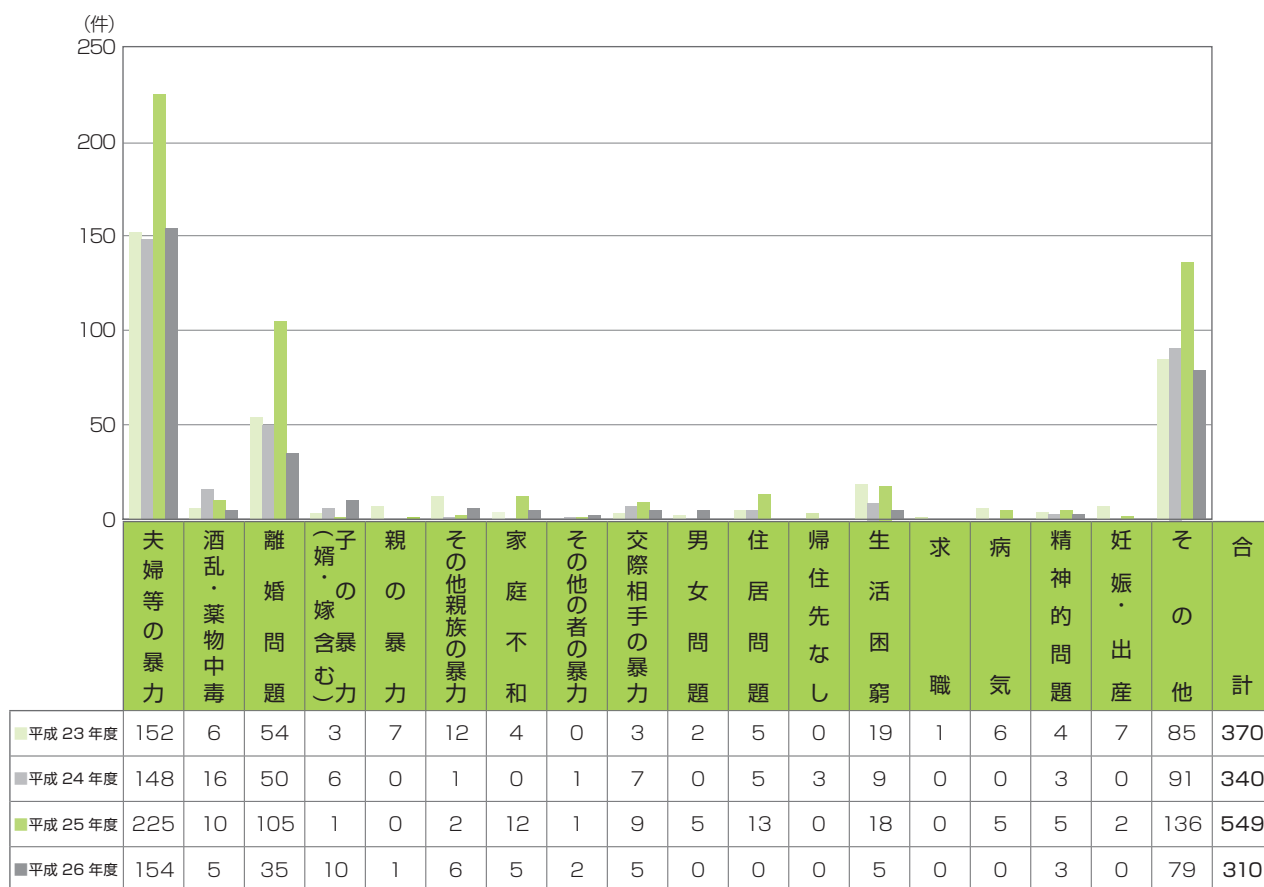
資料：平成26年市民意識調査

■ 主な施策

○相談体制を充実させる

DV相談*について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談に対応できるよう、研修や専門的な人材の確保などにより、相談体制を充実します。

図表 DV相談の相談内容別件数



資料：平成27年度版年次報告書

指 標	数値目標		評価資料
	現状値 (H26)	目標値 (H37)	
市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	33.4%	70%	市民意識調査

目標値の根拠：気軽に相談できる場所の存在を知ることが重要であるため、現状値の約2倍をめざして設定

4-3 関係機関との連携強化

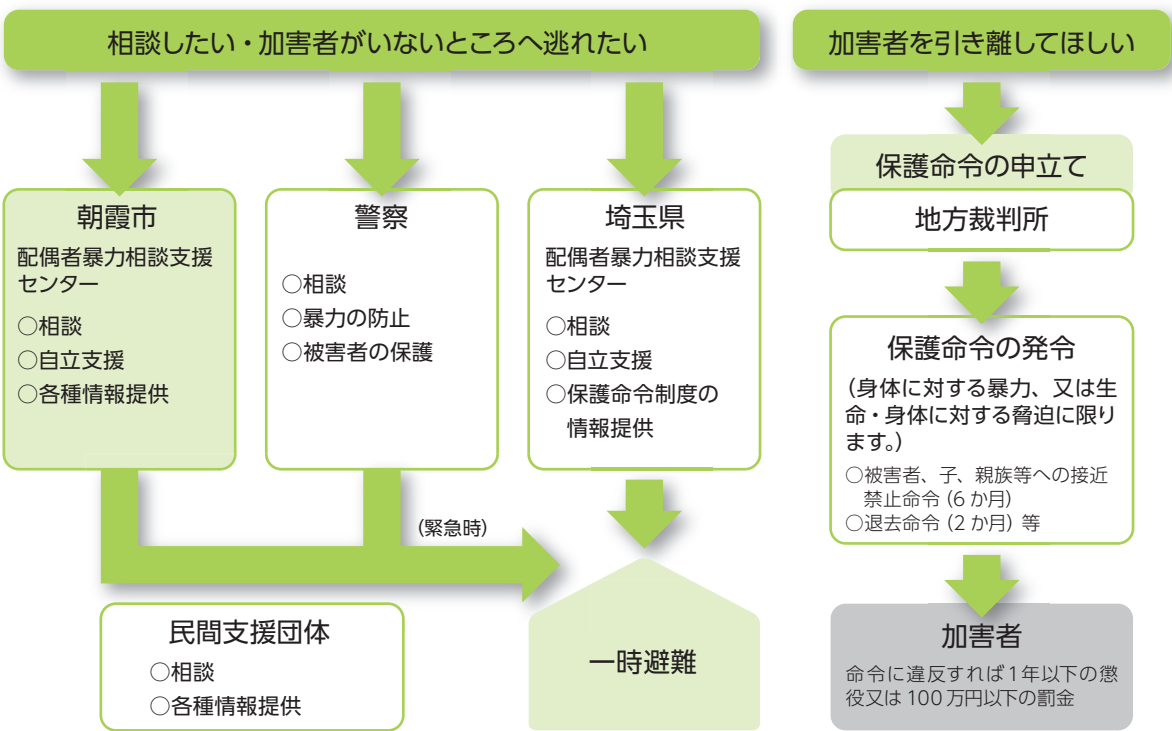
■ 現状と課題

あらゆる暴力は犯罪であるという認識の下、被害者の保護や自立支援に向けた体制を整えることが重要です。

これまで本市では、DV相談*及び女性総合相談*の充実と、被害者の保護や解決につなげられるような庁内連携体制を充実させてきました。

今後も、配偶者暴力相談支援センターを周知するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

図表 DV被害者支援の流れ



図表 配偶者からの暴力事案への対応状況の推移

区分		年次	21	22	23	24	25
検挙件数(件)	刑法等検挙		—	—	—	4,207	4,405
	保護命令違反検挙		1,658	2,346	2,424	4,103	4,300
			92	86	72	121	110
配偶者暴力防止法に基づく対応	裁判所からの書面提出要求		2,722	2,774	2,460	2,985	2,788
	裁判所からの保護命令通知		2,429	2,428	2,144	2,572	2,379
	警察本部長等の援助		8,730	9,748	10,290	13,059	16,875
その他の対応	加害者への指導警告		5,753	8,481	9,331	14,963	17,129
	防犯指導・防犯機器貸出し		20,255	25,726	28,267	37,088	40,192

資料：平成26年警察白書

■ 主な施策

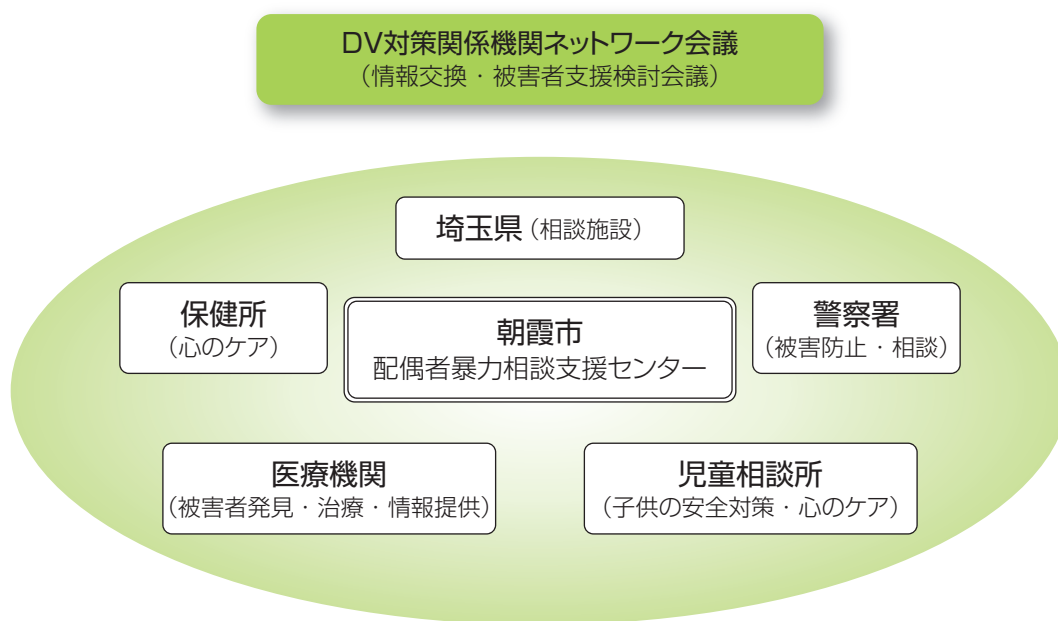
○庁内における連携体制の充実を図る

被害者の保護・支援を迅速に行うため、「庁内 DV 相談及び女性総合相談連絡調整会 *」等、庁内の連携体制を充実し、関係各課の連携強化を図ります。

○被害者を保護し自立を支援していくために、関係機関との連携を強化する

DV* の防止や被害者の保護、自立支援に当たっては、県や警察をはじめ、「DV 対策関係機関ネットワーク会議 *」など関係機関との密接な連携を図ります。

図表 DV対策関係機関ネットワーク会議



※目標値の設定が困難なため、指標を設けないこととします。

5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

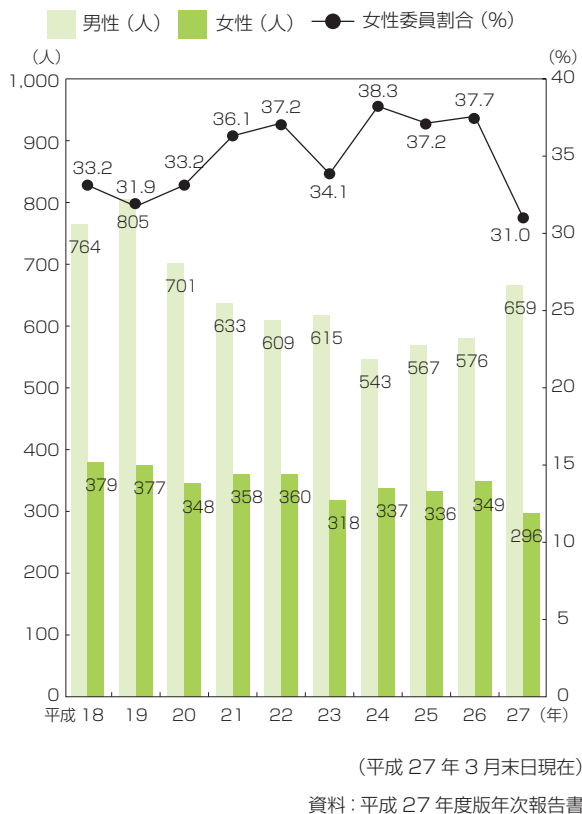
■ 現状と課題

男女が対等に政策・方針の立案や決定過程に参画し、共に社会の担い手として活躍することが重要です。現在、本市の審議会等における女性委員の比率は、平成27年3月末で31.0%となっており、国が掲げる2020年までに、社会のあらゆる分野の指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30.0%にするという目標は超えているものの、女性委員数の割合が少ない審議会等もあります。また、自治会等の役職や行政職員などの政策や方針の立案・決定の場においては、依然として女性が少ない傾向にあり、男女双方の意見が反映されにくい状況がみられます。市民意識調査によれば、市の政策に女性の意見をより一層反映していくためには、「女性自らが市の政策に参画する意欲を持つ」「気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る」「女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」など、女性の意識改革と広報・啓発の拡大が必要とされています。

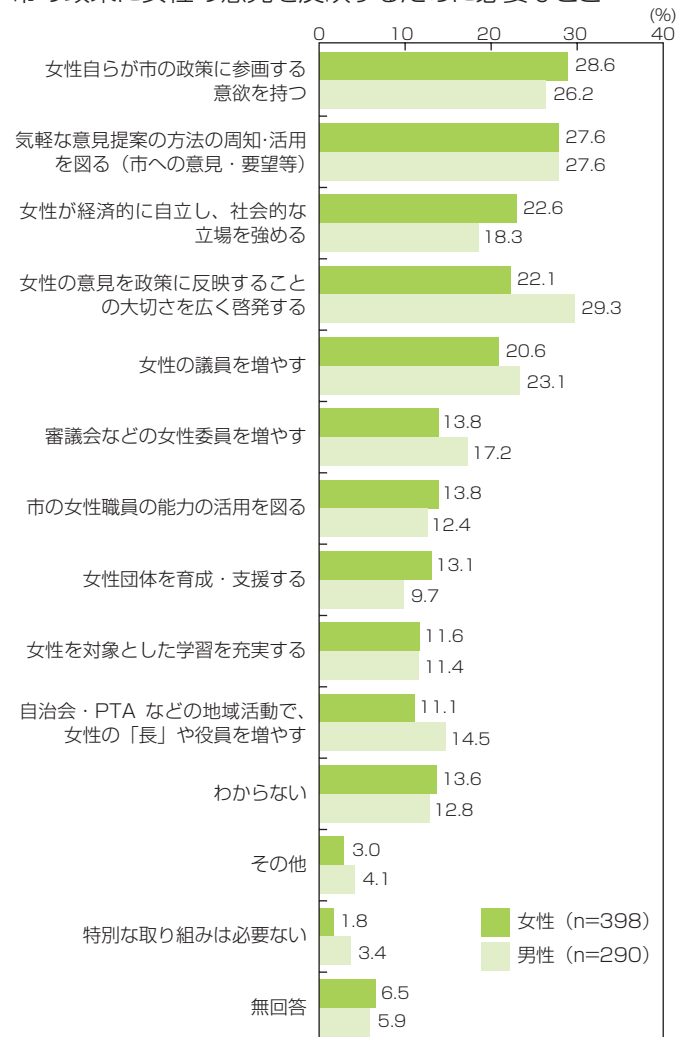
このほか、防災や災害復興に当たっても、男女共同参画の視点を取り入れて、男女のニーズの違いを把握し、それぞれが役割を果たしていく必要があります。

今後も、様々な分野において、政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を進めていくことが課題です。

図表
審議会等における委員数と女性の割合の推移



図表
市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと



■ 主な施策

○ 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

○ 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

女性視点の防災対策検討部会の設置趣旨

東日本大震災等の大災害では、女性 / 男性といった性別によって、被災時に直面する困難や支援の必要性に違いがあるにも関わらず、状況認識や対応体制が不十分であったために、要配慮者を含めた被災者支援の質の低下や、生活再建の遅れにつながったことが、徐々にではあるが、認知されるようになってきた。

このようなことから、新たな取り組みとして専門的な検討を行う「女性視点の防災対策検討部会」を設置した。

本検討部会では、今後の災害対策における男女共同参画の在り方や、女性に配慮した防災対策等について検討し、その内容を取りまとめ、防災会議会長（朝霞市長）へ報告する。

「女性視点の防災対策に関する提言書*」（平成27年10月）より抜粋

指 標	数値目標		評価資料
	現状値（H26）	目標値（H37）	
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の 審議会等の割合	47.2% （平成27年3月）	70%	統計資料

目標値の根拠：現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員が30%以上となることをめざして設定

6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

6-1 家庭と仕事・地域活動との両立支援

■ 現状と課題

朝霞市男女平等推進条例第3条第4項では、「男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行わなければならない。」と規定しています。

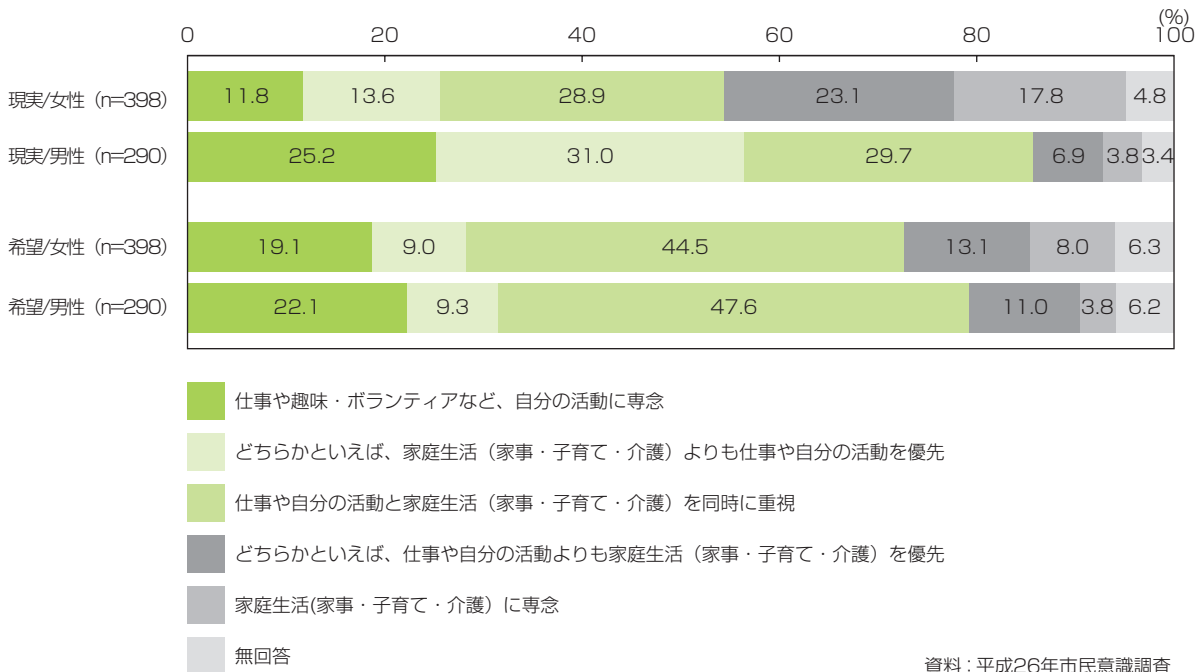
市民意識調査によると、希望としては、男女共に「仕事や自分の活動」と「家庭生活」を同時に重視したいという回答が多くなっています。

しかしながら、現実では、女性は「家庭生活（家事・子育て・介護）」を「仕事や自分の活動」よりも優先し、男性は「仕事や自分の活動」を優先する傾向がみられます。

また、女性の社会進出は進んでいるものの、出産後の母親の継続就業率は低い状況です。一方、男性は育児休業取得率や子育てへの関わりは少ないままとなっています。

今後は、男性も女性も、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）を実感できることをめざして、家事・子育て・介護・地域活動などにおける役割を担い合うことが必要です。また、家庭と仕事・地域活動を両立できるような職場環境や子育て環境が求められています。

図表 家庭生活で優先すること（現実・希望）



■ 主な施策

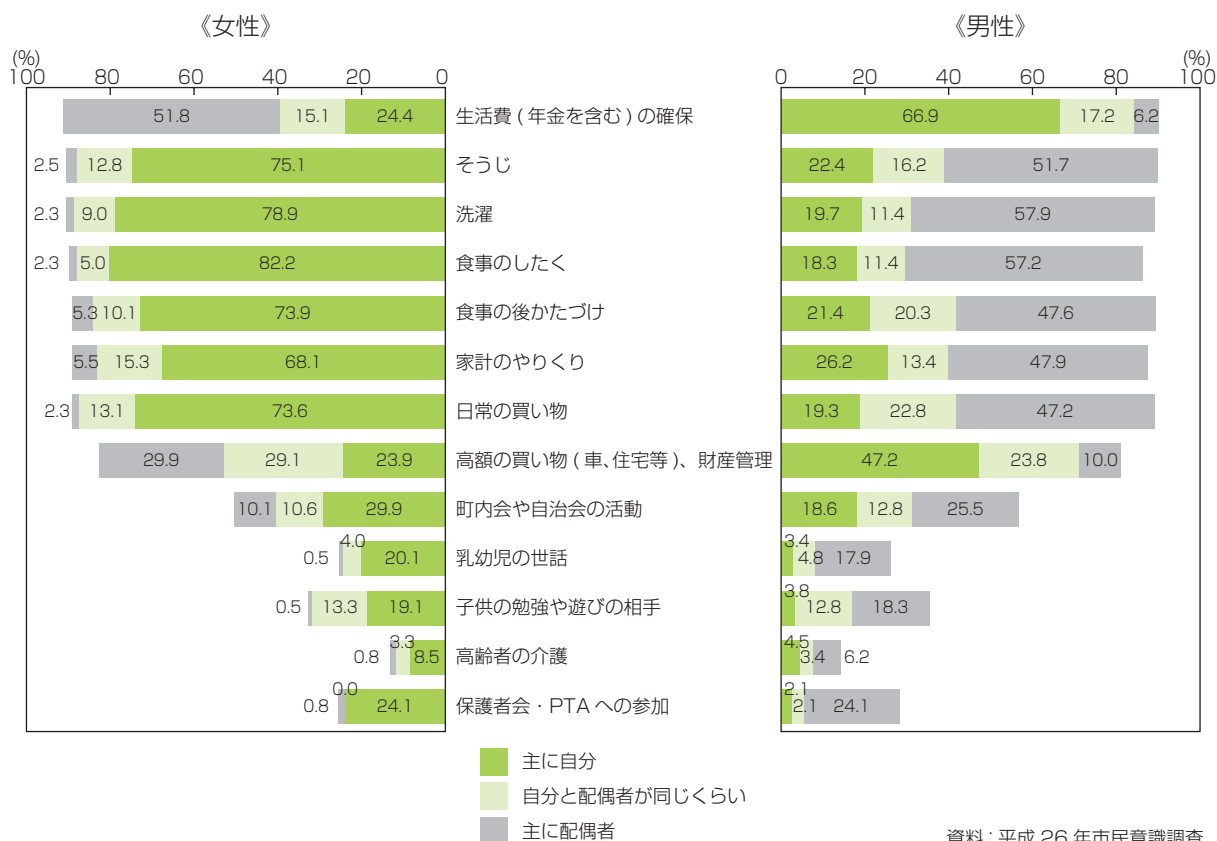
○家庭と仕事の両立を支援する

家庭と仕事の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

○地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

図表 家庭での役割分担



指 標	数値目標		評価資料
	現状値（H26）	目標値（H37）	
「ワーク・ライフ・バランス＊」をよく知っている市民の割合	25.5%	50%	市民意識調査

目標値の根拠：日常生活の中で男女平等を実感するために、まずワーク・ライフ・バランスを広く周知することをめざして設定

6-2 働く場での男女共同参画の推進

■ 現状と課題

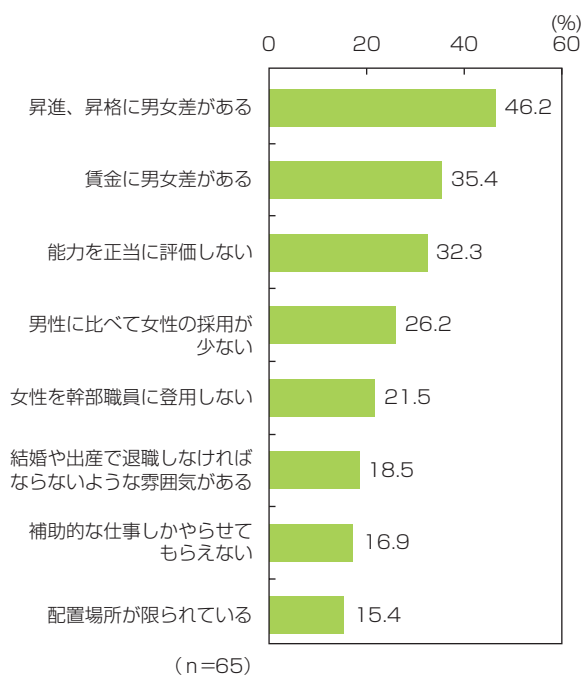
働くことは、経済的な自立の基盤となります。男女が共に経済力を持ち、働く意義を実感できるようにするためには、働く場における男女共同参画の推進が重要です。

国では、昭和 61 年に男女雇用機会均等法*を施行し、職場における男女差別の撤廃をめざしてきました。また、平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）*が成立し、女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

一方、市民意識調査によれば、職場における不当な扱いの内容として、「昇進、昇格に男女差がある」「賃金に男女差がある」などが上位を占めており、また事業所アンケート（平成 26 年度）によると、全従業員に占める女性の割合は 36.1%ですが、このうちパート・アルバイトは 74.2%となっており、女性管理職は 11.8%にとどまるなど、職場における男女間に格差がある傾向があります。

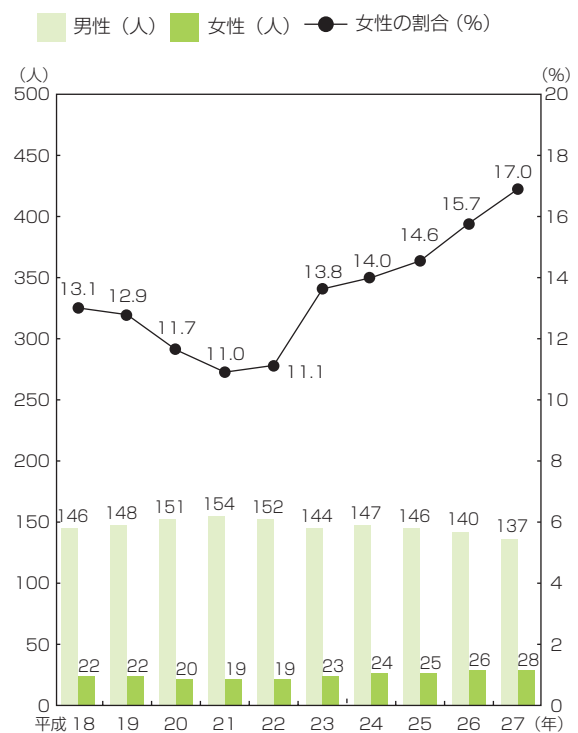
今後は、男女格差がない職場づくりや多様な就業形態における男女平等を促進し、また、市がモデルとなって働きやすい環境づくりを進めることなどにより、女性の働く場での活躍を推進していくことが求められています。

図表 職場における不当な扱いの内容



資料：平成 26 年市民意識調査

図表 本市の管理職に占める女性の割合



(各年 4 月 1 日現在)

資料：平成 27 年度版年次報告書

■ 主な施策

○男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。

また、市民、労働者、事業所に対して、男女雇用機会均等法^{*}、労働基準法などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

○就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。

○市内での男女平等を推進していく

「朝霞市市内男女平等推進指針^{*}」に基づき、男女平等のモデル職場となるよう、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、男女が働きやすい職場環境の整備を進めるなど、市内の男女平等を推進します。

～女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*}のあらまし～

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

平成 27 年 8 月成立

指 標	数値目標		評価資料
	現状値（H26）	目標値（H37）	
「職場の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	15.4%	25%	市民意識調査

目標値の根拠：現状値を踏まえ、少しでも多くの市民がよりよい環境の中で働けることをめざして設定

第 **4** 章

計画の推進

- 1 総合的な推進体制
- 2 女性センター（それいゆぷらざ）による男女平等の推進
- 3 市民・関係機関との連携
- 4 進行管理

2 女性センター（それいゆぷらざ）による男女平等の推進

女性センター（それいゆぷらざ）リーフレット

男女平等社会の実現に向けて総合的に施策を推進する拠点施設として、情報収集・提供、相談、学習機会の提供等の各種事業を行うとともに、市民等の支援に取り組むなど男女平等の推進に努めています。



3 市民・関係機関との連携

(1) 市民・関係団体との連携強化

市民・関係団体の自主的な活動を支援するとともに、計画の推進に当たっては、市民・関係団体と連携して取り組みます。

(2) 男女平等推進事業企画・運営協力員等*との連携

セミナーの企画や広報あさかの記事の作成などに当たり、「男女平等推進事業企画・運営協力員等」の市民が主体となって事業に取り組み、効果的な運営を行っています。

(3) 関係機関との連携

国・県、その他関係する機関と連携しながら、DV*の防止や被害者支援などの施策を推進します。

4 進行管理

「朝霞市男女平等推進条例」（第11条）の規定に基づく「男女平等推進事業評価」において、基本計画の指標・数値目標の達成に向け、実施した施策の成果に焦点を当て評価を行い、その評価を施策に反映させていきます。また、実施状況等について年次報告書を作成し、広く公表します。

資料

- 1 計画策定の経過
- 2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿
- 3 法令
 - 男女共同参画社会基本法
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - 埼玉県男女共同参画推進条例
 - 朝霞市男女平等推進条例
- 4 男女共同参画関連年表
- 5 用語解説

1 計画策定の経過

年 度	月	経 過
平成26年度	5月	第1回男女平等推進庁内連絡会議(5/28) ・男女平等推進行動計画策定の基礎資料とするための男女平等に関する市民意識調査及び職員意識調査について
	6月	第1回男女平等推進審議会(6/12) ・男女平等推進行動計画策定の基礎資料とするための男女平等に関する市民意識調査について
	8月	職員意識調査実施(7/28～8/11) 男女平等推進に関する市民意識調査実施(8/20～9/10)
	9月	事業所アンケート実施(8/20～9/10) 女性センター利用者意見箱設置
	10月	第2回男女平等推進庁内連絡会議(10/2) ・男女平等推進行動計画の重点課題、施策目標、施策の体系について ・市民意識調査等集計結果について 第2回男女平等推進審議会(10/14) ・男女平等推進行動計画の重点課題、施策目標、施策の体系について ・市民意識調査等集計結果について
	1月	第3回男女平等推進庁内連絡会議(1/14) ・男女平等に関する市民意識調査結果報告書(案)について
	2月	男女平等推進審議会委員に男女平等に関する市民意識調査結果報告書(案)について意見聴取
平成27年度	3月	男女平等に関する市民意識調査結果報告書の発行
	7月	男女平等推進事業企画・運営協力員に基本計画(案)について意見聴取
	9月	第2回男女平等推進庁内連絡会議(9/25) ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画(素案)について
	10月	第3回男女平等推進審議会(10/6) ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画(素案)について
	11月	第2次朝霞市男女平等推進行動計画(素案)パブリック・コメントおよび職員コメント実施(10/21～11/21)
	12月	男女平等推進審議会委員に第2次朝霞市男女平等推進行動計画(素案)の意見聴取 男女平等推進庁内連絡会議委員に第2次朝霞市男女平等推進行動計画(素案)の意見聴取
	1月	政策調整会議(1/12) 庁議(1/19)
	3月	第2次朝霞市男女平等推進行動計画策定

2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選 出 区 分	委員氏名	任 期	職	備 考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	川野紀代美	25.7.15～27.7.14	会長	DV被害者支援団体
		27.7.15～29.7.14	//	
関係行政機関の職員	植竹 真弓	25.7.15～27.7.14	委員	埼玉県朝霞保健所
	森田 克枝	27.7.15～29.7.14	//	埼玉県男女共同参画推進センター
	鴨下 修一	25.7.15～25.9.30	//	埼玉県朝霞警察署
	渡部久一郎	25.10.1～27.3.31	//	
	山崎 栄二	27.4.1～27.7.14	//	
		27.7.15～29.7.14	//	
知識経験者	神保 明美	25.7.15～27.7.14	//	朝霞市商工会
	飯倉 淑江	27.7.15～29.7.14	//	
	久慈須美子	25.7.15～27.7.14	//	女性起業家
		27.7.15～29.7.14	//	
	栗山 昇	25.7.15～27.7.14	副会長	人権擁護委員
		27.7.15～29.7.14	//	
	橋本 一男	25.7.15～27.7.14	委員	民生委員児童委員
	須田 菊枝	27.7.15～29.7.14	//	
	矢口 悦子	25.7.15～27.7.14	//	東洋大学
	関 直規	27.7.15～29.7.14	//	
	鈴木 泰代	25.7.15～27.7.14	//	朝霞市教育委員
	平木 倫子	27.7.15～29.7.14	//	
公募による市民	吉良 隆夫	25.7.15～27.7.14	//	
	河野理恵子	25.7.15～27.7.14	//	
	小暮真一郎	25.7.15～27.7.14	//	
		27.7.15～29.7.14	//	
	金子 八郎	27.7.15～29.7.14	//	
	土井 明子	27.7.15～29.7.14	//	

3 法令

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月 二十二日同 第百六十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてき
たが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に
かわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共
団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総
合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に
関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成
の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、
男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進
することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員
として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における
活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政
治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが
でき、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格
差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか
一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会
が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを
旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立で
ない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を
阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会に
おける制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に
対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮
されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又
は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画
する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の
介護その他の家庭生活における活動について家族の一員
としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活
動を行うことができるようにすることを旨として、行われな
なければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ
る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共

同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響

を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対

し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、

第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ
とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ
ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ
す言動（以下この項及び第二十八条の二において「身
体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者から
の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚を
し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当

該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する
暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様
の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項におい
て「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基
本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ
の条において「都道府県基本計画」という。）を定めな
なければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行

うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関す

る通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受け

たときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令

の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住

居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申

立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命

令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本

文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深

めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の

うち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に對し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過

した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○埼玉県男女共同参画推進条例

平成十二年三月二十四日

条例第十二号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治

的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調

整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第十条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画

の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

○朝霞市男女平等推進条例

平成 15 年 3 月 24 日公布
朝霞市条例第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 3 章 具体的施策（第 18 条—第 23 条）

第 4 章 朝霞市男女平等推進審議会（第 24 条—第 29 条）

第 5 章 雑則（第 30 条）

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、国際的にも国内においても様々な取組がなされてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンスが顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

朝霞市においては、朝霞市女性行動計画を策定し、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女が平等な社会の構築を目指し、その基本理念を明らかにし、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを

目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差は正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

2 男女平等の推進に当たっては、性別による固定的な役割分業意識を解消し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮できる機会が確保され、多様な生き方ができ、自己の責任に基づく自己決定権が確立されなければならない。

3 男女平等の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。

6 男女平等の推進に当たっては、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において主体的にその役割を

果たし、及び相互の創意工夫によって互いに協働して、行われなければならない。

- 7 男女平等の推進に当たっては、男女平等の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因の解消を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。
- 3 市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、国、県及び他の市町村との連携を図るとともに、男女平等の推進に関する施策を効果的に推進するために、市民等と協働するものとする。
- 5 市は、事業者の男女平等の推進状況を把握するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女平等に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女平等の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めなければならない。

3 事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における責務)

第7条 学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2 何人も、子どもの教育に当たっては、家庭、学校及び地域において、男女が共に積極的に参画するよう努

めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第10条 市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを図るものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(事業等の評価)

第11条 市長は、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等を評価し、これを公表するものとする。

- 2 前項の評価は、市長が別に定める評価基準により行うものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発及び人材の育成)

第13条 市は、市民等と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民等と共に、男女平等の推進に関する啓発に努めるものとする。

3 市は、男女平等に関する市民等の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育における措置)

第15条 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第16条 市は、男女平等の推進に関する自主的な取組を行う市民等に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と職業生活等との両立への支援)

第17条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援に努めるものとする。

第3章 具体的施策

(顕彰)

第18条 市は、男女平等の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民等に対し、顕彰を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第19条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、男女平等の推進のため、市の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差

是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第20条 市は、男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する拠点施設の設置及び運営に関して広く市民等の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済の促進)

第21条 市は、県、他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者(次項及び第3項において「被害者」という。)の救済の促進を図るものとする。

2 市は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。

3 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとする。

(性別による権利侵害の防止)

第22条 前条に定めるもののほか、市は、県、他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

(男女平等苦情処理委員の設置等)

第23条 男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的取扱いを受けた者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女平等苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 前項の申出ができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市内に存する学校に在学する者

3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、苦情処理委員の意見に基づき、関係者に助言及び是正の勧告を行う

ことができる。

第4章 朝霞市男女平等推進審議会

(朝霞市男女平等推進審議会の設置)

第24条 男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、朝霞市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、第10条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第11条第1項に定めるもののほか、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

2 審議会は、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第26条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女平等の推進に関する活動を行っている者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 知識経験者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

附則（平成18年条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

4 男女共同参画関連年表

年	世 界	国	埼玉県	朝霞市
昭和 50 (1975)	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択【第1回世界女性会議】	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進本部会議」設置 ・総理府婦人問題担当室開設		
昭和 51 (1976)	・「国連婦人の十年」始まる（～1985年）	・「特定業種育児休業法」施行 ・「民法等の一部を改正する法律」施行（離婚後の氏の選択自由）	・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
昭和 52 (1977)		・「国内行動計画（昭和52～61年度）」策定 ・国立婦人教育会館が嵐山町に開館	・企画財政部に婦人問題企画室長設置 ・「婦人問題庁内連絡会議」設置 ・「埼玉婦人問題会議」発足	
昭和 53 (1978)			・「埼玉県婦人問題協議会」設置	
昭和 54 (1979)	・国連第34回総会で「女子差別撤廃条約」採択		・県民部に婦人問題企画室長設置	
昭和 55 (1980)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）【第2回世界女性会議】	・「女子差別撤廃条約」に署名	・「県民部婦人対策課」設置 ・「婦人関係行政推進会議」設置 ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（昭和54～60年度）」策定	
昭和 56 (1981)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・「ILO第156号条約」（家族的責任条約）採択	・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行（配偶者の相続分1/3から1/2へ引き上げ）		
昭和 57 (1982)		・「母子福祉法の一部を改正する法律」施行（寡婦も母子家庭に準じた取り扱い）		
昭和 59 (1984)		・パートタイム労働対策要綱制定	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定	
昭和 60 (1985)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ）で、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択、NGOフォーラム開催【第3回世界女性会議】	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行（子の国籍を父系血統主義から父母両系主義へ） ・「女子差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加	
昭和 61 (1986)		・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「国民年金等の一部を改正する法律」施行（女性の年金権の確立） ・「男女雇用機会均等法」施行	・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（昭和61～平成7年度）」策定	・企画課に婦人問題連絡窓口を設置 ・「婦人問題庁内連絡会議」を設置

年	世 界	国	埼玉県	朝霞市
昭和 62 (1987)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(昭和 62 ～平成 12 年度)」策定 ・所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行	・「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更	
昭和 63 (1988)		・労働基準法改正(週 40 時間制)		・「婦人対象事業分類表」作成
平成 2 (1990)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ・埼玉県民活動総合センター(伊奈町)の開館	
平成 3 (1991)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の第 1 次改定	・「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更 ・「婦人関係行政推進会議」を「女性関係行政推進会議」に名称変更 ・「埼玉県婦人問題協議会」を「埼玉県女性問題協議会」に名称変更	・市民生活課に「女性政策係」を設置 ・「婦人問題庁内連絡会議」を「女性政策庁内連絡会議」に名称変更
平成 4 (1992)		・「育児休業等に関する法律」施行 ・初の婦人問題担当大臣誕生		
平成 5 (1993)	・国連世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言」採択 ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立、施行	・「埼玉女性の歩み」発行	・第 1 回女性セミナー開催 ・市民向け情報紙「そよかぜ」発行
平成 6 (1994)	・「ILO 第 175 号条約」(パートタイム労働に関する)採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言」採択	・総理府に「男女共同参画室」新設 ・「男女共同参画審議会」設置 ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置	・「1994 彩の国の女性」発行	・「朝霞市女性に関する市民意識調査」実施
平成 7 (1995)	・第 4 回世界女性会議(北京)で、「北京宣言及び行動綱領」を採択	・「育児・介護休業法」成立、施行(一部平成 11 年施行) ・「ILO 第 156 号条約」(家族的責任条約)批准	・「2001 彩の国男女共同参画プログラム(平成 7 ～ 13 年度)」策定	・朝霞市女性行動計画調査研究のため「女性政策庁内連絡会議幹事会」設置 ・第 4 回世界女性会議(北京)に朝霞市民派遣 ・日本女性会議(新潟)に朝霞市民派遣
平成 8 (1996)		・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン(21 世紀初頭まで)」策定	・「世界女性みらい会議」開催	・女性行動計画策定に関する提言のため「朝霞市女性行動計画懇話会」設置 ・市長に提言書提出(朝霞市女性行動計画懇話会解消)

年	世 界	国	埼玉県	朝霞市
平成 9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」改正（女性に対する差別の禁止、セクハラ防止、ポジティブ・アクションの奨励） ・「労働基準法」一部改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等） ・「育児・介護休業法」一部改正（労働者の深夜業制限の制度創設）	・「県民部女性政策課」から「県環境生活部女性政策課」に組織変更 ・「女性関係行政推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改組 ・女性センター（仮称）基本構想策定	・朝霞市女性行動計画「共にいきいきと暮らせる明日のためにあさか女と男プラン（平成 9 ～ 17 年度）」策定 ・「男女共同参画社会づくり推進委員会」設置
平成 10 (1998)		・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法（仮称）」答申	・女性センター（仮称）基本計画策定	・「朝霞市女性行動計画実施計画（平成 10 ～ 12 年度）」策定
平成 11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を採択	・「男女共同参画社会基本法」成立、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」、「育児・介護休業法」の全面施行	・女性問題協議会より「男女共同参画推進条約（仮称）」答申	
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）で「政治宣言」及び「成果文書」を採択	・介護保険制度開始 ・「ストーカー規制法」成立、施行 ・「児童虐待防止法」成立、施行 ・「男女共同参画基本計画（平成 12 ～ 22 年度）」策定	・「彩の国国際フォーラム 2000 開催」 ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置 ・訴訟支援の実施 ・「埼玉県女性問題協議会」を「埼玉県男女共同参画審議会」に名称変更	・女性総合相談事業開始
平成 13 (2001)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行	・「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更	・「朝霞市女性行動計画実施計画（平成 13 ～ 15 年度）」策定
平成 14 (2002)		・「改正育児・介護休業法」施行（仕事と家庭の両立支援策の充実）	・埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）開設 ・「男女共同参画推進プラン 2010（平成 14 ～ 22 年度）」策定	・「（仮称）朝霞市男女共同参画推進条例検討委員会」設置 ・市長に答申提出（「（仮称）朝霞市男女共同参画推進条例検討委員会」解消）
平成 15 (2003)		・「次世代育成対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	・「男女共同参画に関する意識・実態調査～社会参画と家庭生活へのチャレンジ～」実施	・「男女共同参画社会づくり推進委員会」廃止 ・「朝霞市女性行動計画実施計画（平成 15 ～ 17 年度）」策定 ・「朝霞市男女平等推進条例」制定

年	世 界	国	埼玉県	朝霞市
平成 15 (2003)				・「女性政策庁内連絡会議」を「男女平等推進庁内連絡会議」に名称変更 ・「あさか^{ひと}と男^{おとこ}プラン推進委員会」設置 ・「朝霞市男女平等推進審議会」設置 ・「朝霞市男女平等推進条例施行規則」施行 ・「朝霞市男女平等苦情処理委員」設置
平成 16 (2004)		・「DV防止法」改正	・彩の国女性チャレンジ支援事業スタート	・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施
平成 17 (2005)	・第 49 回国連婦人の地位委員会「北京 + 10」開催	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）（平成 32 年まで。具体的施策は平成 22 年度末まで）」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行	・さいたま輝き荻野吟子賞の創設	・朝霞市男女平等推進審議会から市長に「（仮称）朝霞市男女平等推進行動計画策定への提言書」を提出 ・「あさか^{ひと}と男^{おとこ}プラン推進委員会」廃止 ・市民生活課「女性政策係」を「男女平等推進係」に名称変更 ・「朝霞市男女平等推進行動計画（平成 18 ～ 27 年度）」策定 ・「朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成 18 ～ 20 年度）」策定
平成 18 (2006)		・「男女雇用機会均等法」一部改正	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する埼玉県基本計画（平成 18 ～ 20 年度）」策定	
平成 19 (2007)		・「男女雇用機会均等法の一部改正」施行（性別による差別禁止の範囲拡大） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の決定 ・「DV 防止法」2 次改正	・「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	
平成 20 (2008)		・「配偶者暴力防止法の一部改正」施行（保護命令制度の拡充）	・女性キャリアセンター開設	・「朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成 20 ～ 22 年度）」策定

年	世 界	国	埼玉県	朝霞市
平成 21 (2009)			・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)(平成21～23年度)」策定	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(平成21～27年度)」策定
平成 22 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	・「男女共同参画基本計画(第3次)(平成32年まで。具体的施策は平成27年度末まで)」策定	・女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 ・事業所アンケート実施 ・職員意識調査実施 ・「朝霞市男女平等推進行動計画後期行動基本計画(平成23～27年度)」策定 ・「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画(平成23～25年度)」策定
平成 23 (2011)				・配偶者暴力相談支援センター事業を開始
平成 24 (2012)			・「埼玉県男女共同参画基本計画(平成24～28年度)」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)(平成24～28年度)」策定 ・産業労働部ウーマノミクス課設置 ・女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ・埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	
平成 25 (2013)		・「DV防止法」一部改正		・朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)開設 ・「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画(平成25～27年度)」策定
平成 26 (2014)				・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 ・事業所アンケート実施 ・職員意識調査実施
平成 27 (2015) ～	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催	・「女性活躍推進法」成立、施行(一部は平成28年施行)		・「第2次朝霞市男女平等推進行動計画(平成28～37年度)」策定

5 用語解説

行	用 語	説 明	掲載頁
A～Z	DV相談	本市が行っている相談で、夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。	13,34,36,37,38,
	NPO	Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。	29
ア	あさか女と男セミナー	男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女と男セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。	18
	ウーマノミクス	ウーマン（Women）とエコノミクス（Economics）の造語で、女性の活躍によって経済を活性化すること。埼玉県では「埼玉版ウーマノミクス」を掲げ、全国に先駆けて課題解決に取り組んでいる。	12
サ	ジェンダー（社会的性別）	本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。	10,24
	女性視点の防災対策に関する提言書	朝霞市地域防災計画に女性の視点をより一層反映させるために、「朝霞市女性視点の防災対策検討部会」を設置し、各種女性視点に関する内容を協議し、その経過並びに検討結果について報告したもの。	41
	女性センター（それいゆぶらざ）	市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設。朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」の思いから生まれた愛称。	2,6,13,36
	女性総合相談	本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。	18,27,36,38
	女性に対する暴力をなくす運動	国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年11月12日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」の25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成13年6月5日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。	35
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27（2015）年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、民間企業等（一般事業主。常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられた。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とした。	11,44
	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	1994年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子供を持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。	7,18,19,24,30,31

行	用語	説明	掲載頁
サ	性別による固定的な役割分業意識（性別役割分業意識）	男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。	2,4,6,7,19,22
	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意思に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれ、性差別、人権侵害の問題として捉えられている。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。	24,34,35
	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）	一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、枠数に合わせて人事を行う等。	24
タ	第5次朝霞市総合計画	市政を総合的かつ計画的に推進するため、中・長期的な視点から市民と市が共に目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的・体系的に示すもの。これまで昭和50年から10年ごとに計画を策定し、平成28年度を初年度とする計画。	2
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、男女共同参画社会基本法が平成11年6月より施行されている。	11,12,18
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律。差別的取り扱いの禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけている。	44,45
	男女平等苦情処理委員	男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。	13,23,48
	男女平等推進行動計画	「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。	2,13,22,28
	男女平等推進事業企画・運営協力員等	本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営に関し、行政と協働して業務を行う。 なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女と男セミナー企画・運営協力員が推進している。	49
	男女平等推進情報「そよかぜ」	男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ」企画・編集協力員」と協働で企画・編集し情報提供しているもの。	18
	男女平等推進審議会	男女平等を推進する上で必要な事項を審議する会議。朝霞市男女平等推進条例で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。	13,18,48
	庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会	DV被害者に対する支援に関することや、DV被害防止に関すること、また、女性総合相談に関することなどについて、DV相談及び女性総合相談に係る事業を総合的に推進するため設置している。	39

行	用語	説明	掲載頁
タ	庁内男女平等推進指針	朝霞市男女平等推進条例に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的としている。	45,48
	DV相談	本市が行っている相談で、夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者同士の間で振られる暴力に関する相談。	13,34,36,37,38
	DV対策関係機関ネットワーク会議	DVに係る情報の交換及び共有に関することや、DVの防止に係る啓発活動に関することなど、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置している。	39
	デートDV	恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことをきかせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。	34,35
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また、人間らしく生きる権利を奪うもの。 例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。	2,6,7,11,12,13,32,34,39,49
ラ	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合。	16
ワ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。	6,24,42,43
	ワンストップ	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように、サービスを設計すること。様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」を指す。	27

第2次朝霞市男女平等推進行動計画

平成28年3月

発 行 朝霞市 総務部 人権庶務課

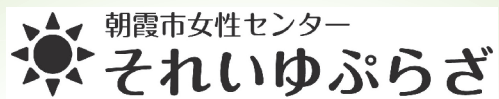
〒351-8501

埼玉県朝霞市本町1-1-1

TEL 048-463-2697（直通）

FAX 048-463-0524

<http://www.city.asaka.lg.jp/>



「それいゆ」とは、フランス語で「太陽」を意味し、
女性も男性も「それいゆ」のように
光り輝けるよう応援する場所となるように
との願いが込められています。